令和８年司法試験

公式出題趣旨との分析報告書

選択８科目版

作成日：令和８年１１月１３日

8科目・16問 / 公式分析 208項目 / 予想評価 559項目

予想PDFの完全一致率	参考答案の完全一致率
81.9%	81.8%
167 / 204 項目	166 / 203 項目

「的中率」を、取得版の一致率として見える化

本書では、公式趣旨との完全一致率を大きく表示し、部分一致を含む割合を別に示した。部分一致を完全一致へ読み替えず、理由・条件・事実評価の不足を各科目の詳細表で確認できる。

予想PDFは令和８年１１月３日作成版、参考答案は令和８年１１月１２日取得版を比較した。公表前に固定された未改訂版や未参照を証明する資料は揃っていないため、公表前の的中率・公式得点を示すものではない。

最終検証版の３５４分析項目を分冊した。独立レビューで修正された判定と文言を反映している。

参考答案と予想PDFの作成順序

山中弁護士AIは，まず参考答案を作成し，その後に出題の趣旨の予想PDFを作成した。予想PDFの作成後，その内容に基づいて参考答案を手直しする作業までは行っていなかった。

作成経緯は山中弁護士の説明に基づく。比較判定及び一致率の数値は変更していない。

目次

項目名・ページ番号をクリックすると移動できます。PDFのしおりからも参照できます。

1　科目別の的中率・一致率一覧 3
2　科目別の完全一致率グラフ 4
3　判定基準と読み方 5
4　倒産法 6
倒産法　第１問 6
倒産法　第２問 10
5　租税法 15
租税法　第１問 15
租税法　第２問 20
6　経済法 25
経済法　第１問 25
経済法　第２問 29
7　知的財産法 33
知的財産法　第１問 33
知的財産法　第２問 37
8　労働法 41
労働法　第１問 41
労働法　第２問 46
9　環境法 49
環境法　第１問 49
環境法　第２問 55
10　国際関係法（公法系） 59
国際関係法（公法系）　第１問 59
国際関係法（公法系）　第２問 63
11　国際関係法（私法系） 66
国際関係法（私法系）　第１問 66
国際関係法（私法系）　第２問 71
12　資料・確認範囲 75

1 科目別の的中率・一致率一覧

太字は完全一致率、分数は一致件数／集計対象数。「部分含む」は一致＋部分一致の割合。予想と答案では対象外事項が異なるため、分母が異なる場合がある。

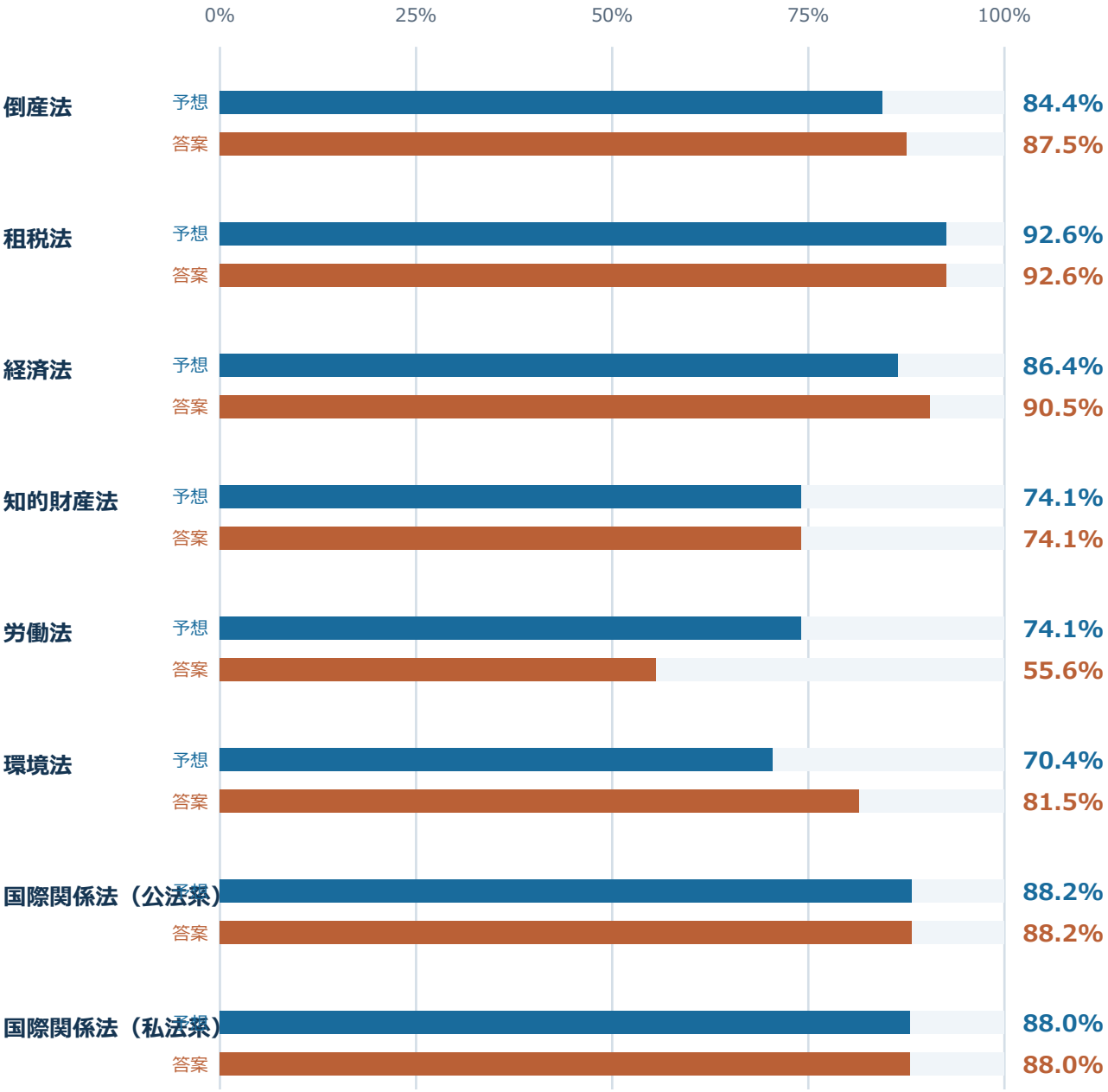
科目	分析項目数	予想PDF 完全一致	予想PDF 部分含む	参考答案 完全一致	参考答案 部分含む
倒産法	32	**84.4%** 27 / 32 項目	**96.9%** 31 / 32 項目	**87.5%** 28 / 32 項目	**100.0%** 32 / 32 項目
租税法	30	**92.6%** 25 / 27 項目	**96.3%** 26 / 27 項目	**92.6%** 25 / 27 項目	**96.3%** 26 / 27 項目
経済法	22	**86.4%** 19 / 22 項目	**100.0%** 22 / 22 項目	**90.5%** 19 / 21 項目	**100.0%** 21 / 21 項目
知的財産法	27	**74.1%** 20 / 27 項目	**88.9%** 24 / 27 項目	**74.1%** 20 / 27 項目	**85.2%** 23 / 27 項目
労働法	27	**74.1%** 20 / 27 項目	**96.3%** 26 / 27 項目	**55.6%** 15 / 27 項目	**92.6%** 25 / 27 項目
環境法	28	**70.4%** 19 / 27 項目	**100.0%** 27 / 27 項目	**81.5%** 22 / 27 項目	**100.0%** 27 / 27 項目
国際関係法（公法系）	17	**88.2%** 15 / 17 項目	**100.0%** 17 / 17 項目	**88.2%** 15 / 17 項目	**100.0%** 17 / 17 項目
国際関係法（私法系）	25	**88.0%** 22 / 25 項目	**100.0%** 25 / 25 項目	**88.0%** 22 / 25 項目	**100.0%** 25 / 25 項目
本冊合計	208	**81.9%** 167 / 204 項目	**97.1%** 198 / 204 項目	**81.8%** 166 / 203 項目	**96.6%** 196 / 203 項目

本冊の分母：予想は 208 - 任意 2 - 対象外 2 = 204。答案は 208 - 任意 2 - 対象外 3 = 203。

分析項目は等重みで数える。割合の差だけで科目の難易度、論点の重要度又は得点力を比較することはできない。

２ 科目別の完全一致率グラフ

青：予想PDF ／ 橙：参考答案。横軸は０～１００％で共通。部分一致を加算していない。



補充箇所を探すときは、割合の低さだけでなく、各問の「未記載」「方向相違」と、その根拠・補充点を優先して確認する。

3 判定基準と読み方

一致

比較した論点・説明が実質的に対応する。用語そのものがなくても、規範・理由・事実評価が説明されているかで判断する。

部分一致

中心は対応するが、条件・理由・事実評価等の補充を要する。

未記載

取得版に該当する説明を確認できなかった。

方向相違

公式が示す構成・評価と相違する。直ちに法的誤り又は失点を意味するものではない。

対象外・任意

採用しない別説を前提とする検討や、公式が明示的に問わない事項は対象外。付加的理解を示す事項等は任意事項として本集計の分母から除く。

二つの詳細表を区別する

各問の第１表は公式趣旨から抽出した分析項目の比較である。第２表はブログ掲載の予想評価項目を、公式趣旨との関係から「対応・部分対応・補充・作法・方向相違」に整理する。両者は粒度が異なり、足し合わせて独立論点数にはしない。

予想評価項目の重みはブログ独自の表示を保存したもので、公式配点ではない。「補充」「作法」は誤りや不要を意味せず、公式が求める検討方法を含む場合もある。

頁は公式PDFの先頭を１頁と数えた通し頁。Qxx-Uxxxは命題台帳と共通の分析IDである。

参考答案と予想PDFの作成順序

山中弁護士AIは，まず参考答案を作成し，その後に出題の趣旨の予想PDFを作成した。予想PDFの作成後，その内容に基づいて参考答案を手直しする作業までは行っていなかった。

したがって，参考答案と予想PDFは作成段階の異なる成果物である。本比較では，予想PDFで扱われた論点が，参考答案では十分に記述されていない箇所も確認されている。両者の一致率の差は，この作成経緯も踏まえて読む必要がある。

この作成経緯は山中弁護士の説明に基づく。公式趣旨の未参照や，当初公開時から取得時までの全改訂履歴を独立に確認したことを意味しない。一致率の差のすべてが作成順序だけに起因するとも評価していない。

4 倒産法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
84.4%	87.5%
27 / 32 項目	28 / 32 項目

部分一致を含む割合：予想 96.9% ／ 答案 100.0%。詳細は次の各問で確認。

倒産法 第１問

完全一致：予想 13/15（86.7%）、答案 12/15（80.0%）。部分一致を含む割合：93.3%／100.0%。

相殺の二分，支払不能，立替払の求償権と代位原債権の区別は一致。

設問２では，新たに負担した債務の弁済を否認対象から外す制度理由よりも，使途拘束のある融資・弁済の判例との区別に比重を置いており，論点の重心に差がある。

公式出題趣旨：PDF 26-27頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択科目1-2

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q08-U001	支払不能を業績・仕入支払・失期から認定（26頁）	一致	一致	答案は遅くとも合意時とする。公式は11月20日時点とするが，禁止の適用に必要な合意前の不能は認定。
Q08-U002	定期１は支払不能前の債務で71条１項２号対象外（26頁）	一致	一致	相殺放棄の反論は追加の論点。
Q08-U003	定期２は支払不能後の合意による新しい債務負担（26頁）	一致	一致	単なる既存預金の条件変更と本問を区別して肯定。
Q08-U004	財産処分契約該当性（26頁）	一致	一致	回収先指定と定期化を一体評価。
Q08-U005	専ら相殺目的及び銀行の支払不能悪意（26頁）	一致	一致	猶予に実質的負担がない点等を評価。
Q08-U006	東京高判令和５年５月17日との事案の違い（26頁）	一致	一致	公式が別事案とする点と，ブログの回収先新指定による区別は両立。
Q08-U007	各預金の払戻しの結論（26頁）	一致	一致	１は不可，２は800万円という構成は公式の示す議論に対応。
Q08-U008	支払不能後の弁済と162条１項１号イの要件（26頁）	一致	一致	条文は号だけでなくイまで示すとより正確。
Q08-U009	旧50万円と危機時期の新100万円を分ける（27頁）	一致	一致	両部分を区別して検討。
Q08-U010	危機時期の新債務が『既存の債務』かを制度趣旨から論じる（27頁）	部分一致	部分一致	答案は弁済時に存在すれば足りるとし同時交換との相違を述べるが，新たな出捐者と既存債権者の平等確保を要しないという公式の理由が弱い。
Q08-U011	新規債務の弁済を否認対象としない理由（27頁）	未記載	部分一致	使途拘束借入の即時弁済に関する平成５年判例の議論で置き換えない。公式は100万円の否認の結論を固定していない。
Q08-U012	Ｄ固有の求償債権は破産債権（27頁）	一致	一致	代位原債権とは分ける。
Q08-U013	４・５月給与200万円は開始前３か月の財団債権（27頁）	一致	一致	149条１項に対応。
Q08-U014	弁済代位の原給与債権を財団債権として随時行使（27頁）	一致	一致	平成23年11月22日判例の結論を捕捉。
Q08-U015	求償権の破産債権性と原債権の優先性の整合理由（27頁）	一致	部分一致	予想は求償の実質的満足と他債権者の期待を説明。答案は判例の結論と性質維持の記述が中心で実質理由を補いたい。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	Ｘの預金払戻請求に対するＢ銀行の相殺の抗弁から始める。	3	対応	U002	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
2	自働債権が開始前の２億円の貸金債権、受働債権が各預金払戻請求権であると分ける。	3	対応	U002	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
3	期限の利益喪失と合意の「当面」の猶予を区別し、払戻請求時の満期も踏まえる。	4	対応	U002	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
4	定期預金１は危機時期前からある１０００万円であり、後発債務負担による相殺制限の対象でないと論じる。	4	対応	U002	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
5	Ｂ銀行が相殺を確定的に放棄したとの読みと、「当面は」控えるにとどまる読みを区別する。	2	補充	U002	相殺放棄、71条２項、平成５年判例、否認後の債権復活、代位対抗要件や資料準備等は公式の独立要求以上の検討。13の結論部分は対応する。
6	定期預金２について、支払不能の時期を客観的・継続的な弁済能力から認定する。	4	対応	U001	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
7	Ｂ銀行の支払不能の認識を合意当時の財務情報から検討する。	3	対応	U001, U005	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
8	７１条１項２号の「破産者の財産の処分を内容とする契約」を、回収口座の指定と半額振替の双方から論じる。	5	対応	U003, U004	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
9	預金債務の負担原因が顧客の振込みか合意か、振替は新債務か条件変更かを双方から論じる。	5	対応	U003, U004, U006	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
10	Ｂ銀行の「顧客の振込が預金債務の負担原因であり、振替はその条件変更である」との主張を検討する。	4	対応	U003, U006	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
11	本件では振込先指定自体が猶予の条件であることを使い、平時からの自然な入金と区別する。	4	対応	U003, U004, U006	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
12	合意の「専ら破産債権をもってする相殺に供する目的」を事実上の猶予との対立も踏まえて評価する。	4	対応	U005	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
13	７１条２項の前原因による適用除外を検討し、各預金ごとに請求できる額を示す。	3	補充	U007	相殺放棄、71条２項、平成５年判例、否認後の債権復活、代位対抗要件や資料準備等は公式の独立要求以上の検討。13の結論部分は対応する。
14	行為を既存の債務を消滅させる弁済と捉え、破産法１６２条１項１号を選ぶ。	4	対応	U008	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
15	５０万円と１００万円の債権の成立時期を分け、弁済時には双方とも存在したことを示す。	3	部分対応	U009, U010	新規債務の扱いと代位優先性の実質的な理由付けを補う。
16	３月５日の支払不能を、弁済期にある債務全般の一般的・継続的な弁済能力で判断する。	4	対応	U008	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
17	Ｃ社が支払不能を知って弁済を受けたことを、明示された認識事実から認定する。	3	対応	U008	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
18	期限どおりの弁済・窮状を見た援助でも、後日得た現金を一社へ優先配分する問題を示す。	3	対応	U008	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
19	新規融資１００万円の財団不減少・一体取引というＣ社の反論を最も強く提示する。	4	部分対応	U009, U010, U011	新規債務の扱いと代位優先性の実質的な理由付けを補う。
20	特定旧債務への借入金の即時充当という最高裁平成５年１月２５日判決の事実関係と本件を区別する。	5	補充	U010, U011	相殺放棄、71条２項、平成５年判例、否認後の債権復活、代位対抗要件や資料準備等は公式の独立要求以上の検討。13の結論部分は対応する。
21	融資時の財産流入と弁済時の財産流出を分け、紙・代金１５０万円の同一性を推測で補わない。	4	部分対応	U010, U011	新規債務の扱いと代位優先性の実質的な理由付けを補う。
22	５０万円・１００万円それぞれについて否認の結論を示し、計１５０万円の原状回復へつなぐ。	4	対応	U009	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
23	否認後のＣ社の貸金債権の扱いを述べ、Ｘの請求とＣ社の地位を混同しない。	2	補充	-	相殺放棄、71条２項、平成５年判例、否認後の債権復活、代位対抗要件や資料準備等は公式の独立要求以上の検討。13の結論部分は対応する。
24	Ｄ固有の委託に基づく費用償還・求償と、従業員の原給与債権への代位を区別する。	5	対応	U012	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
25	Ｄ固有の求償権は開始前原因の破産債権であると論じる。	4	対応	U012	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
26	４月・５月分の給与が開始前３か月間の給料請求権に当たると示す。	4	対応	U013	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
27	第三者弁済と民法４９９条による代位、５０１条による求償権の範囲を示す。	4	対応	U014	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
28	現行法では非利害関係人にも代位のための従業員の承諾は不要であると区別する。	2	補充	-	相殺放棄、71条２項、平成５年判例、否認後の債権復活、代位対抗要件や資料準備等は公式の独立要求以上の検討。13の結論部分は対応する。
29	元代表者という事実だけで正当な利益を肯定せず、民法５００条・４６７条の通知又は承諾を検討する。	4	補充	-	相殺放棄、71条２項、平成５年判例、否認後の債権復活、代位対抗要件や資料準備等は公式の独立要求以上の検討。13の結論部分は対応する。
30	求償権が破産債権でも、代位した原給与債権は財団債権性を保つと説明する。	5	部分対応	U014, U015	新規債務の扱いと代位優先性の実質的な理由付けを補う。
31	財団債権の随時弁済を求める相手方・方法を明示する。	4	対応	U014	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。
32	従業員ごとの原債権・立替払額・対抗要件資料を用意し、二重回収を避ける。	2	補充	-	相殺放棄、71条２項、平成５年判例、否認後の債権復活、代位対抗要件や資料準備等は公式の独立要求以上の検討。13の結論部分は対応する。
33	求償権の届出・配当だけで終えず、財団債権２００万円の回収可能性に到達する。	3	対応	U014	公式の主要論点又は具体化。否認の結論は理由付けにより評価。

倒産法 第２問

完全一致：予想 14/17（82.4%）、答案 16/17（94.1%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

担保権消滅・資本構成変更・誤って届けた共益債権の主要構造は一致。

数字に一箇所差があるが，ブログの資本金5000万円は法務省の問題PDF５頁と一致し，比較に用いた公式趣旨PDF28頁の500万円の方に問題文との不整合がある。

価額決定や譲渡制限の分岐など，公式以上の補論は分けて評価する。

公式出題趣旨：PDF 27-29頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択科目2-3

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q09-U001	抵当権は別除権，148条１項の事業継続不可欠性（27頁）	一致	一致	開始時財産上の担保権という要件を前提にする。
Q09-U002	担保権の不可分性・換価時期選択権への制約を踏まえる（27頁）	部分一致	部分一致	ブログは別除権保護の空洞化をいうが，不可分性と時期選択権を明示すると公式の制度趣旨に近づく。
Q09-U003	代替性のない財産であることという基準（27頁）	一致	一致	物理使用以外も含むというブログの当てはめは独自の見解として明示。
Q09-U004	売却・維持費削減・スポンサー出資というＡの主張（28頁）	一致	一致	毎月300万円，１億円出資という事実を用いる。
Q09-U005	遊休資産でホテル継続に必要ないという乙の反論（28頁）	一致	一致	両当事者の立論を捉える。公式は肯否の唯一の結論を指定していない。
Q09-U006	再生計画に全2000株の取得を定める（28頁）	一致	一致	自己株式消却は問題文に対応した補充。
Q09-U007	資本金全額の減少（28頁）	一致	一致	比較に用いた公式趣旨PDFは500万円，ブログは5000万円。法務省問題PDF５頁を画像でも確認したところ5000万円なので，本比較では参考答案の誤記又は不一致とは扱わない。
Q09-U008	2000株×５万円＝１億円をＣに引き受けさせる条項（28頁）	一致	一致	金額と株数が一致。
Q09-U009	取得・減資の166条許可と債務超過（28頁）	一致	一致	事前許可と計画による実施を区別。
Q09-U010	募集の166条の２許可，債務超過と事業継続不可欠性（28頁）	一致	一致	Ｃの支援による継続へ適用。
Q09-U011	株主権は原則変更対象外だが株主責任・増資の必要がある（28頁）	一致	一致	債権者の免除負担と株主の残余価値に言及。
Q09-U012	債務超過株主の無関心等で総会決議困難という制度理由（28頁）	部分一致	一致	拒否権による再建阻害と従来の経営への反発・協力不確実性を論じる。
Q09-U013	開始時の会場提供と残代金支払が双方未履行（28頁）	一致	一致	49条１項による解除。
Q09-U014	前払200万円返還は49条５項・破産54条２項の共益債権（29頁）	一致	一致	損害賠償と区別。
Q09-U015	共益債権は手続外随時弁済（29頁）	一致	一致	原則をまず示す。
Q09-U016	留保なし届出・認否・付議決定後の手続安定と95条（29頁）	一致	一致	平成25年11月21日判例に沿う。
Q09-U017	制限肯定なら５％10万円，否定なら200万円（29頁）	部分一致	一致	答案は肯定説を採用して10万円。公式は否定説も理由付きで許容する。予想の全額不可という断定は予想として許容幅の表示が不足。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	甲乙の抵当権は別除権であり、原則として再生手続外で行使できる	3	対応	U001	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
2	「事業の継続に欠くことのできない財産」について再生債務者等が担保権消滅許可を申し立てると示す	4	対応	U001	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
3	財産を継続使用しないことを重視する乙の反論を具体化する	4	対応	U005	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
4	スポンサーが付けた売却条件だけで不可欠性を無制限に認めると別除権が空洞化するとの反論を示す	4	部分対応	U002, U005	担保権の不可分性と換価時期選択権への制約を明示するとより正確。
5	継続対象は旅館業の許可を持つＡ社のホテル事業であり、売却と出資が具体的に結び付くと評価する	4	対応	U004	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
6	抵当権抹消が売買の条件で乙が同意しない点から、消滅許可の必要性を検討する	4	対応	U004	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
7	月約３００万円の維持費と支援不成立時の危険を、現在の事業継続への影響として使う	3	対応	U004	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
8	担保権が実行されれば事業継続が不可能となる代替性のない財産かという基準を示し、代替の売却・資金調達手段の有無を踏まえ、物理的使用以外の不可欠性を条件付きで判断する	5	部分対応	U002, U003, U005	担保権の不可分性と換価時期選択権への制約を明示するとより正確。
9	消滅許可と担保目的物の価額決定を別の判断として扱う	4	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
10	乙が所定期間内に価額決定を請求できることを示す	3	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
11	評価人の評価を経て、処分を前提とする価額を裁判所が定めると示す	3	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
12	Ｄ社の１億円の提示を直ちに法定価額とせず、時間をかけた売却を前提とする１億２５００万円の主張も処分価額の基準で評価する	4	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
13	価額に応じた甲乙への順位配分と乙の担保不足額を示す	3	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
14	乙の即時抗告、Ａ社の納付と全担保権消滅の時点まで示す	2	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
15	既存株主の同意が見込めないため会社法上の通常手続だけでは構想が頓挫し得ると示す	3	対応	U011, U012	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
16	債務超過を前提に裁判所の事前許可を受け、既存株式の取得を計画に定め得る	4	対応	U006, U009	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
17	資本金５０００万円の減少も計画に定め、株式取得とは別個の行為として扱う	4	対応	U007	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
18	取得する株式数・取得日、減資額・効力発生日など必要事項を計画に記載する	3	対応	U006, U007, U009	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
19	株主への許可要旨の送達・即時抗告を、議決権に代わる権利保護として示す	3	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
20	再生債権者の可決と計画認可の確定、指定日に生じる取得・減資の効果を示す	3	対応	U009	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
21	取得株式は自己株式となり、別途消却が必要であるとする	4	補充	U006	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
22	減資について会社法４４９条の債権者異議手続を重ねて要求しない	2	補充	U007	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
23	Ｃ社が２０００株×５万円＝１億円を払い込む募集を、旧株の取得・消却と区別する	3	対応	U008	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
24	１５４条４項の計画による新株発行の特則は 譲渡制限株式 に限られると示す	4	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
25	「普通株式」から譲渡制限の有無を決めず、譲渡制限がある場合とない場合を分ける	5	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
26	譲渡制限がある場合、再生債務者のみの計画案提出、債務超過、発行の事業継続上の不可欠性及び事前許可を示す	4	対応	U010	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
27	募集株数、払込額・期日等を計画に記載し、取締役又は取締役会が募集事項を決める効果を示す	3	対応	U008, U010	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
28	譲渡制限がない場合には民再法の発行特則を用いず、会社法の発行手続に戻す	3	補充	-	価額決定・配分・抗告、消却や債権者異議手続、譲渡制限の有無による分岐は公式に独立した説明がない補論。法的誤りとは即断しないが中心論点に優先させない。
29	株主は計画による権利変更の対象外で議決権もなく、株主総会の権限が開始後も残ることを前提に、債務超過下の残余価値の欠如と債権者の負担から、裁判所の許可・送達・即時抗告が総会決議に代わる趣旨と、募集株式で事業継続上の不可欠性と再生債務者のみの提出が加わる理由を説明する	5	対応	U011, U012	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
30	開始時にＡ社の会場提供とＥ社の残代金支払が残る双方未履行契約と認定する	4	対応	U013	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
31	Ａ社の解除を４９条１項による選択として位置付ける	3	対応	U013	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
32	支払済み２００万円の原状回復請求を４９条 ５項 が準用する破産法５４条２項に接続する	4	対応	U014	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
33	原状回復請求権は本来共益債権として随時弁済されるとし、損害賠償請求権と区別する	4	対応	U014, U015	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
34	Ｅ社が全２００万円を再生債権として届け、共益債権性の留保が問題文上ないことを評価する	4	対応	U016	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
35	Ａ社による認否と届出を前提にした計画案、付議決定、可決・認可確定の順を押さえる	4	対応	U016	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
36	付議決定後の届出変更制限と計画安定という最高裁の理由を、手続外行使制限につなげる	5	対応	U016	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
37	本来の共益債権性が消滅したとせず、手続外での全額行使が許されないと正確に述べる	4	対応	U016	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。
38	２００万円の５％＝１０万円と計算し、請求の帰結を明示する	3	対応	U017	公式の主題に対応。17の5000万円は元の問題文と一致。38は制限肯定説を採る場合の結論。

5 租税法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
92.6%	92.6%
25 / 27 項目	25 / 27 項目

部分一致を含む割合：予想 96.3% ／ 答案 96.3%。詳細は次の各問で確認。

租税法 第１問

完全一致：予想 13/14（92.9%）、答案 13/14（92.9%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

４設問の主要論点と計算構造が高く一致。

圧縮150万円，長期譲渡所得350万円・総所得算入175万円を区別している。

政策目的，内縁配偶者についての56条の趣旨との対照など，理由付けの補充余地はある。

公式出題趣旨：PDF 29-30頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択科目4-5

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q10-U001	補助金の益金と資産取得後の減価償却という原則（29頁）	一致	一致	法人税22条・31条による原則と42条の特則を区別。
Q10-U002	42条の要件，同年度取得，返還不要，損金経理（29頁）	一致	一致	150万円を減額し圧縮損とする処理に対応。
Q10-U003	将来の償却減少・課税繰延べであって永久非課税でない（29頁）	一致	一致	有利な理由を現在と将来の課税時期から説明。
Q10-U004	資産取得促進という政策目的（29頁）（任意の言及事項・一致率の分母から除外）【任意・分母除外】	未記載	未記載	公式の『できれば』という追加評価事項。中核要件と同じ重みで数えない。
Q10-U005	事業所得・雑所得の規範と事業性を高める事実（29頁）	一致	一致	設備・広告・資金負担・継続性と初年低利益を対照。
Q10-U006	著作権という資産の一回の譲渡と利用許諾を区別（30頁）	一致	一致	公式はソフトウェア自体の譲渡とする一貫した答案も評価するとしており，ブログの構成だけが正解ではない。
Q10-U007	法人への時価半額未満譲渡に59条１項２号（30頁）	一致	一致	100万円対400万円，時価400万円を収入とする。
Q10-U008	増加益清算と個人の含み益への課税確保という趣旨（30頁）	一致	一致	法人移転後に個人への課税を失う点を捕捉。
Q10-U009	自己の著作の著作権は保有期間によらず長期譲渡（30頁）	一致	一致	施行令82条１号を読むという出題意図に対応。
Q10-U010	取得費等０，特別控除50，譲渡所得350，総所得算入175（30頁）	一致	一致	各種所得と総所得金額の段階を混同しない。
Q10-U011	必要経費控除の趣旨と業務関連性・必要性（30頁）	一致	一致	純所得・担税力を示す。
Q10-U012	納税者側から契約自由，別法人の履行，通常対価を主張（30頁）	一致	一致	節税目的だけでは合意を否定しない議論を提示。
Q10-U013	課税庁側から形式的外注・業務実態不変を指摘（30頁）	一致	一致	37条の要件から争い，除外された否認規定に頼らない。
Q10-U014	56条の配偶者を民法からの借用概念として解釈（30頁）	一致	一致	内縁を含めない結論と統一説に対応。
Q10-U015	56条の所得分散防止の趣旨と明確性の調整・配偶者控除判例（30頁）	部分一致	部分一致	借用概念・法的安定性は示すが，趣旨から内縁も含める反論への応答が薄い。平成９年判例は公式上も任意の補強。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	令和８年１月１日現在において施行されている法令を適用し，事案の実際の年月日に対応する旧法へ戻さない	2	作法	-	適用法令の基準日と除外指定の遵守。
2	Ｃ社とＡの所得計算，Ａの役員給与とソフトウェア業，利用許諾と著作権譲渡をそれぞれ分ける	3	対応	U006	公式の論点又は事実への具体化。
3	租税特別措置法及びリース取引の検討を答案の主経路へ入れない	1	作法	-	適用法令の基準日と除外指定の遵守。
4	国の補助金１５０万円が原則としてＣ社の益金に入ることを示す	3	対応	U001	公式の論点又は事実への具体化。
5	３００万円で取得したソフトウェアが無形の減価償却資産であり，取得額を一時に損金算入しないことを示す	4	対応	U001	公式の論点又は事実への具体化。
6	補助金受領より資産取得が先でも，同じ令和３事業年度内に目的資産を取得したことを評価する	3	対応	U002	公式の論点又は事実への具体化。
7	事業年度末までに補助金の返還不要が確定した事実を法人税法４２条の要件に当てはめる	3	対応	U002	公式の論点又は事実への具体化。
8	国庫補助金で取得した固定資産の圧縮記帳として，法人税法４２条１項を選択する	5	対応	U002, U004	公式の論点又は事実への具体化。
9	１５０万円の帳簿価額減額と圧縮損の損金算入，確定決算・申告の条件を示す	4	対応	U002	公式の論点又は事実への具体化。
10	圧縮記帳は取得年度の課税繰延べであり，後年度の償却基礎が１５０万円に下がることを示す	3	対応	U003, U004	公式の論点又は事実への具体化。
11	事業所得の判断につき，自己の計算と危険，独立性，営利性・有償性，反復継続して遂行する意思と社会的地位の客観的な認定（最高裁昭和５６年判決）及び社会通念上の事業性を示す	4	対応	U005	公式の論点又は事実への具体化。
12	Ａが借入れ，設備取得，専用事務所の賃借，広告，受注を自ら行い，損益を負担する点を評価する	4	対応	U005	公式の論点又は事実への具体化。
13	令和４年の利益が僅少で，役員給与を得ながら夜間・週末に働く事情を，雑所得方向の事情として扱う	4	対応	U005	公式の論点又は事実への具体化。
14	令和４年にも有償の受注を約１０件反復し，設備・広告と翌年以降の拡大が継続意思を裏付けることを評価する	4	対応	U005	公式の論点又は事実への具体化。
15	令和４年分の事業所得・雑所得の境界について，反対事情に応答した結論を示す	5	対応	U005	公式の論点又は事実への具体化。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
16	令和５年の約２０件・売上約２０００万円・費用約５００万円と，令和６～７年の増加を評価する	3	対応	U005	公式の論点又は事実への具体化。
17	著作権を顧客へ譲渡せず，創作と利用許諾を継続して対価を得る取引として分類する	4	対応	U005	公式の論点又は事実への具体化。
18	Ｃ社からの役員給与と本件事業の対価を分け，開業届だけで所得区分を決めない	3	補充	U005	開業届や給与所得控除の計算は補充説明。総所得計算の一部としては関連する。
19	一回限りの著作権自体の譲渡を，顧客への利用許諾収入から区別して譲渡所得に分類する	5	対応	U006	公式の論点又は事実への具体化。
20	棚卸資産の販売又は営利目的の継続的な資産譲渡として３３条２項により除外される事情がないことを示す	3	対応	U006	公式の論点又は事実への具体化。
21	法人への著しい低額譲渡として所得税法５９条１項２号を挙げる	4	対応	U007	公式の論点又は事実への具体化。
22	施行令１６９条の「二分の一に満たない金額」の基準を示し，１００万円と時価の半額２００万円を比較する	3	対応	U007	公式の論点又は事実への具体化。
23	個人で生じた資産の増加益を法人へ移して課税を免れ，又は繰り延べることを防ぐという５９条の趣旨を示す	4	対応	U008	公式の論点又は事実への具体化。
24	差額３００万円を別の所得とするのでなく，譲渡収入を時価４００万円とみなす	4	対応	U007	公式の論点又は事実への具体化。
25	自己の著作に係る著作権を施行令８２条１号により短期から除き，保有期間にかかわらず長期譲渡所得とする	5	対応	U009	公式の論点又は事実への具体化。
26	取得費・譲渡費用各０円と特別控除５０万円から，長期譲渡所得３５０万円を算出する	3	対応	U010	公式の論点又は事実への具体化。
27	年額６００万円の役員給与から給与所得控除１６４万円を差し引き，給与所得４３６万円を算出する	3	補充	-	開業届や給与所得控除の計算は補充説明。総所得計算の一部としては関連する。
28	長期譲渡所得３５０万円の２分の１に当たる１７５万円を事業所得・給与所得と合算し，総所得金額を算式で示す	4	対応	U010	公式の論点又は事実への具体化。
29	必要経費控除の趣旨を，所得獲得のための投下資本の回収部分への課税を避ける点から説明する	4	対応	U011	公式の論点又は事実への具体化。
30	所得税法３７条１項の直接費用と販売費・一般管理費等を区別して示す	4	対応	U011	公式の論点又は事実への具体化。
31	契約や支払だけでなく，業務との客観的な関連性と業務遂行上の必要性を検討する	5	対応	U011	公式の論点又は事実への具体化。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
32	Ａ側から，書面がなくても口頭の再委託契約は成立し得ると主張する	3	対応	U012	公式の論点又は事実への具体化。
33	Ａ側から，Ｃ社は別法人で，代表者Ａが行った作業も会社の履行になり得ると主張する	4	対応	U012	公式の論点又は事実への具体化。
34	Ａ側から，受注との対応，通常の９０万円，Ｃ社の益金計上を挙げ，実際の支出を強調する	4	対応	U012	公式の論点又は事実への具体化。
35	税務署長側も契約の私法上の有効性やＣ社の益金計上それ自体を否定する必要はないとする	3	対応	U013	公式の論点又は事実への具体化。
36	再委託の範囲・条件が定まらず，Ａ一人が従前どおり自己の事務所で創作した点を評価する	4	対応	U013	公式の論点又は事実への具体化。
37	業務との関連性があっても，Ａ自身の労務を法人経由で支払うことに客観的必要性がないとの反論を示す（Ｃ社の役務提供の実体を否定して支払の対価性・業務との関連性を争う構成でもよい）	5	対応	U013	公式の論点又は事実への具体化。
38	設問が除外する所得税法４５条３項と１５７条１項に依拠せず，３７条１項で検討する	1	作法	-	適用法令の基準日と除外指定の遵守。
39	所得税法５６条の要件が「生計を一にする配偶者その他の親族」であり，賃料にも問題となり得ることを示す	4	対応	U014, U015	公式の論点又は事実への具体化。
40	５６条の「配偶者その他の親族」を民法と同義に解し，婚姻の届出のない内縁の相手Ｄはこれに当たらないから５６条では否定されず，通常賃料は３７条の要件を満たせば控除されると結論する	5	部分対応	U014, U015	借用概念は合うが、56条の制度趣旨と反対の解釈に応答するとより充実する。

租税法 第２問

完全一致：予想 12/13（92.3%）、答案 12/13（92.3%）。部分一致を含む割合：92.3%／92.3%。

暗号資産の純額経理，法人税法34条３項の優先適用，廃業後損失の所得税法63条・152条，青色申告と信義則まで高く一致。

公式が注意を促す64条の不適用は明示していないが，採用した処理は正しい方向。

公式出題趣旨：PDF 30-31頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択科目5-6

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q11-U001	資産譲渡と現物退職給与を分ける（30頁）	一致	一致	名目の販売手数料ではなくＡへの退職給与を認定。
Q11-U002	暗号資産に61条１項の純額経理を適用（31頁）	一致	一致	時価2000万円−原価200万円＝益金1800万円。原価を再び損金にしない。
Q11-U003	法人税法34条１・２・３項の適用順序（31頁）	一致	一致	退職給与でも仮装分は３項で全額不算入。適正額だけ残す処理をしない。
Q11-U004	Ｆへの手数料仮装の事実と損金０円（31頁）	一致	一致	200単位全体を対象にする点も一致。
Q11-U005	貸倒れは51条２項，客観的回収不能と発生年（31頁）	一致	一致	Ｇの資産・職・収入見込みから判断。
Q11-U006	廃業後はその年の通常経費とできず63条の遡及計算（31頁）	一致	一致	廃業年・前年への算入順序を示す。
Q11-U007	実体上の再計算と152条の更正請求を結ぶ（31頁）	一致	一致	20万円を令和４年へ反映する処理。２か月期限は公式の詳記以上の具体化。
Q11-U008	64条は事業売掛金に適用されない（31頁）	未記載	未記載	誤って64条を適用してはいないが，公式の注意点として明示を補える。
Q11-U009	青色申告の記帳誘因・適正課税という制度趣旨（31頁）	一致	一致	特典と帳簿義務を結ぶ。
Q11-U010	業務全部廃止で151条２項により翌年以後失効（31頁）	一致	一致	廃業年分の効力と区別。
Q11-U011	Ｈは別納税者，青色用紙提出と承認を区別（31頁）	一致	一致	無承認の青色申告に効力はない。
Q11-U012	昭和62年判例の信義則の特別事情・公平との調整（31頁）	一致	一致	公的見解，信頼行動，不利益，帰責性を具体化。
Q11-U013	受理・無指摘は公的見解表示ではなく信義則の取消し不可（31頁）	一致	一致	原則を述べるだけでなく本問の事情に当てはめる。
Q11-U014	法人税法55条３項の適用は設問で除外（31頁）	対象外	対象外	問題の明示的除外に従い，本件で同項の適用を検討しない。不記載を必須論点の見落としに数えない。
Q11-U015	法人税法61条１項の譲渡契約日の特定・引渡日との差異は問わない（31頁）	対象外	対象外	公式趣旨は譲渡契約日や契約日と引渡日のずれの処理までは問わないとする。予想評価項目の補充的説明を独立の必須論点として扱わない。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	租税特別措置法を用いず、問題の指定する令和８年１月１日時点の法令で論じる。	1	作法	-	試験の法令基準日・除外法令の指定。
2	Ｄ社の法人税と、Ａ・Ｈの所得税の主体及び対象年分を分ける。	3	対応	U001	公式の主題又は計算・事実による具体化。
3	見せかけの勘定科目よりも、決議・資産の移動・真の受益者から課税上の取引を認定する。	4	対応	U001, U004	公式の主題又は計算・事実による具体化。
4	Ｆを最終的な受益者とせず、Ｄ社から退任したＡへの現物退職給与の支給と認定する。	4	対応	U001, U004	公式の主題又は計算・事実による具体化。
5	暗号資産の譲渡に法人税法61条１項を適用し、現物支給でも時価による譲渡損益を認識する。	4	対応	U002	公式の主題又は計算・事実による具体化。
6	時価を10万円×200単位＝2,000万円と計算する。	3	対応	U002	公式の主題又は計算・事実による具体化。
7	譲渡原価を１万円×200単位＝200万円と計算する。	3	対応	U002	公式の主題又は計算・事実による具体化。
8	法61条１項による 譲渡益1,800万円を益金 とし、譲渡原価200万円を別個に損金計上して二重控除しない。	5	対応	U002	公式の主題又は計算・事実による具体化。
9	譲渡に係る契約（令和３年４月の内諾・株主総会決議）と移転がいずれも令和３年４月であることから、令和４年３月期の所得計算に帰属させる。	2	補充	-	公式は譲渡契約日や引渡日のずれまでは問わないと明記。帰属年度の確認として短く扱う。
10	現物による経済的利益も法人税法34条の役員給与に含まれ、支給額は時価2,000万円とする。	4	対応	U001	公式の主題又は計算・事実による具体化。
11	退職給与が通常は法34条１項の定期同額給与等の制限から外れても、34条２項・３項の審査を要すると示す。	3	対応	U003	公式の主題又は計算・事実による具体化。
12	Ｄ社がＦへの販売手数料を仮装し、Ａへの支給を隠したことから、法34条３項の隠蔽・仮装経理を認定する。	5	対応	U003, U004	公式の主題又は計算・事実による具体化。
13	同項では相当部分を残す法34条２項の過大給与処理でなく、 役員給与2,000万円全額を損金不算入 とする。	4	対応	U003	公式の主題又は計算・事実による具体化。
14	実在しないＦへの販売手数料を、別個の損金として認めない。	3	対応	U004	公式の主題又は計算・事実による具体化。
15	設問が問う金額として益金1,800万円、損金０円を明示する。	3	対応	U004	公式の主題又は計算・事実による具体化。
16	令和４年の飲食役務の提供によって売掛金に係る収入すべき権利が生じ、所得税法36条１項により同年の収入計上を維持する。	3	対応	U005	公式の主題又は計算・事実による具体化。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
17	年末に未払いというだけで、令和４年の売上を消したり、その時点の貸倒れとしたりしない。	2	対応	U005	公式の主題又は計算・事実による具体化。
18	事業遂行上の売掛債権の貸倒損失について所得税法51条２項を示す。	4	対応	U005, U008	公式の主題又は計算・事実による具体化。
19	Ｇの失職、資産欠如、高齢及び再就職の見込みのなさを総合し、全額の客観的回収不能とその時点を評価する。	4	対応	U005	公式の主題又は計算・事実による具体化。
20	Ａが令和４年末に対象事業を全部廃止しているため、令和５年の通常の事業所得への算入で終えず、所得税法63条を適用する。	5	対応	U006, U008	公式の主題又は計算・事実による具体化。
21	所得税法施行令179条の限度及び算入順序を示し、まず廃業年の令和４年分の事業所得へ算入する。	4	対応	U006	公式の主題又は計算・事実による具体化。
22	本件事業が好調で令和４年分の所得税額が200万円程度になったとの事実から、同条１号の限度額（総所得金額等と事業所得の金額のいずれか低い額）が20万円を超えると認定し、全額を令和４年分に算入する。	3	対応	U006	公式の主題又は計算・事実による具体化。
23	売上計上を維持したまま、必要経費の追加による税額の再計算を行い、所得税法152条の更正の請求を示す。	5	対応	U007, U008	公式の主題又は計算・事実による具体化。
24	請求期間を後発事実が生じた日の翌日から２か月とし、６月30日を発生日とするなら令和５年８月31日を示す。	4	対応	U007	公式の主題又は計算・事実による具体化。
25	正確な帳簿と自主申告を促し、適正・公平な課税を実現するという青色申告制度の趣旨を示す。	4	対応	U009	公式の主題又は計算・事実による具体化。
26	青色申告承認は申請者本人に与えられる法的地位で、一身専属的であると示す。	3	対応	U010	公式の主題又は計算・事実による具体化。
27	Ａが対象業務を全部廃止したため、所得税法151条２項により翌令和５年分以後の承認が当然に効力を失うとする。	5	対応	U010	公式の主題又は計算・事実による具体化。
28	Ａの令和４年分の承認はなお有効で、届出又は取消処分の有無に結論を左右させない。	3	対応	U010	公式の主題又は計算・事実による具体化。
29	ＨはＡと別の納税者であり、店舗・屋号・従業関係を引き継いでもＡの承認を承継しない。	4	対応	U011	公式の主題又は計算・事実による具体化。
30	Ｈは法144条の申請をしておらず、法146条の承認及び147条のみなし承認もないとする。	4	対応	U011	公式の主題又は計算・事実による具体化。
31	Ｈが青色の様式で３年分申告したことは申請・承認の代わりにならず、各申告を白色として扱う。	3	対応	U011	公式の主題又は計算・事実による具体化。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
32	租税法律主義と納税者間の平等を踏まえ、適法な課税処分を信義則で取り消すには信頼保護を要する特別の事情が必要と示す。	4	対応	U012	公式の主題又は計算・事実による具体化。
33	公的見解の表示、信頼に基づく行動、これに反する処分、経済的不利益及び帰責事由の有無を、判例が不可欠とした考慮点として検討する。	4	対応	U012	公式の主題又は計算・事実による具体化。
34	税務署による申告書の受理及び無指摘が、承認や申告内容を是認する公的見解の表示でないと論じる。	5	対応	U013	公式の主題又は計算・事実による具体化。
35	Ｈの申請欠如、公的見解を信じた不可逆的な行動及びそれに由来する経済的不利益が示されないことを評価する。	3	対応	U013	公式の主題又は計算・事実による具体化。
36	白色申告を前提とする増額更正は信義則に反せず、Ｈの取消訴訟での主張は認められないと結論する。	3	対応	U013	公式の主題又は計算・事実による具体化。

6 経済法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
86.4%	90.5%
19 / 22 項目	19 / 21 項目

部分一致を含む割合：予想 100.0% ／ 答案 100.0%。詳細は次の各問で確認。

経済法 第１問

完全一致：予想 9/12（75.0%）、答案 9/11（81.8%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

再販売価格拘束と顧客獲得制限を分け，ブランド内・ブランド間競争と価格維持効果を分析する中心部分は一致。

市場画定の結論と判断基準，再販拘束の原則違法の理由をもう少し明示すると公式の要求に正確に応じる。

公式出題趣旨：PDF 31-32頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択科目7-8

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q12-U001	設例１の２条９項４号イの行為要件（31頁）	一致	一致	推奨という名称でなく３％リベートによる拘束の実効性を判断。
Q12-U002	『正当な理由がないのに』を公正競争阻害性として位置付け（32頁）	一致	一致	相手方間の価格競争回避を問題にする。
Q12-U003	原則推定説を採るなら推定の論拠と反証されないことを示す（32頁）	部分一致	部分一致	競争を直接弱めることと正当理由を詳論するが，推定の論拠を明示的に整理する余地がある。
Q12-U004	個別判断なら市場の判断基準・当てはめと範囲を明示（32頁）	部分一致	部分一致	代替性の分析は豊富。答案は広い市場と既存客の制約を併記するが，採用する市場の範囲を一文で確定すると読みやすい。
Q12-U005	ブランド内制限に対するブランド間競争圧力を検討（32頁）	一致	一致	25%を機械的閾値にしない。
Q12-U006	代理店利益保護・疲弊防止だけでは正当目的でない（32頁）	一致	一致	追加のフリーライド反論も検討。
Q12-U007	設例２を一般指定12項の拘束条件付取引と分類（32頁）	一致	一致	価格そのものの指定でない点を区別。
Q12-U008	市場を示し価格維持効果を判断（32頁）	一致	一致	同じ市場画定でも一貫していれば公式は許容。
Q12-U009	単なる販売方法でなく顧客争奪への制限（32頁）	一致	一致	署名書面・待機・不提出不利益を一体評価。
Q12-U010	乗換え負担と旧店の対抗で新店の勧誘誘因が下がる（32頁）	一致	一致	対抗値下げの競争促進面にも応答。
Q12-U011	目的が正当でも手段が不必要に過重（32頁）	一致	一致	任意の事後調査等との比較が対応。
Q12-U012	適法説・市場閉鎖効果の構成も一貫すれば評価（32頁）	部分一致	対象外	答案は価格維持効果から違法とするので許容範囲。予想・評価表では別構成も排除しない注記が必要。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	設例１と２を独立に検討し、対象をＡ社の行為とする	3	対応	U001	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
2	Ａ社と販売代理店の製造・卸売・再販売の段階を区別する	3	対応	U001	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
3	甲と甲型ソフトの機能、費用、新規客の選択から製品間競争を評価する	3	部分対応	U004, U005	市場要因は把握しているが、採用する市場範囲と代替性の判断基準をより明確にする。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
4	既存客の操作習得・データ移行の負担、買換え中心の需要から、甲の代理店間競争を重視する	4	対応	U004, U005	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
5	25%を機械的な適法・違法の線とせず、ブランド間とブランド内の競争を分ける	4	部分対応	U004, U005	市場要因は把握しているが、採用する市場範囲と代替性の判断基準をより明確にする。
6	顧客登録・保守と、問題文の「甲を販売した販売代理店」がデータ移行を行うとの記載を把握し、担当者の解釈と投資回収・乗換え制限の評価を区別する	3	対応	U011	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
7	代理店の要望を、代理店間の合意又はカルテルが立証された事実としない	1	補充	-	カルテルの否定や一般指定４項は公式の主たる論点外の補充。
8	独禁法２条９項４号イ、19条を主たる構成とする	4	対応	U001	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
9	単なる参考価格の通知と、値下げに不利益を課す価格拘束を区別する	4	対応	U001	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
10	推奨価格未満なら卸価格の３%相当のリベートを失うことを実効性の根拠とする	5	対応	U001	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
11	通知後に値下げをやめた代理店が多い事実から、拘束が現実に機能したと評価する	4	対応	U001	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
12	個別の価格合意や現実のリベート不払がなくても、人為的措置による拘束を論じる	3	対応	U001	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
13	代理店間の値下げ競争と顧客の価格選択を直接弱めることを示す	4	対応	U002, U003	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
14	25%シェア又は「推奨」の名称だけで再販売価格拘束を免れないことを示す	2	対応	U002, U005	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
15	保守投資へのただ乗り防止・サービス品質という反対利益を、与件から検討する	3	対応	U006	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
16	価格拘束による実際の競争促進・需要増・消費者利益と、より制限的でない方法の有無を検討する	5	対応	U003, U006	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
17	正当な理由は公正な競争秩序維持の見地から判断され、事業経営上の必要性では足りないことを示し、従来価格で需要は十分だったという事実と代理店の疲弊防止目的から、これを否定する	4	対応	U002, U003, U006	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
18	リベートの差別取扱い（一般指定４項）は補充的に位置付け、実施が未確認の点を明示する	2	補充	-	カルテルの否定や一般指定４項は公式の主たる論点外の補充。
19	価格そのものを定めない設例２を、独禁法２条９項６号二・一般指定12項で検討する	4	対応	U007	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
20	署名捺印した変更理由書、Ａ社への提出、確認通知までの待機を一体の条件として示す	4	対応	U007, U009	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
21	確認は３日以内で拒否権は明示されず、絶対的な顧客割当てではないと認める	3	対応	U007, U009	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
22	書面不提出で３％のリベートを失うため、条件を守らせる経済的誘因があると示す	4	対応	U007, U009	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
23	確認通知を待つ契約前の段階で変更理由が旧代理店へ伝わり得る仕組みであることを、末段の事情と結び付けて示す	2	対応	U009, U010	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
24	旧代理店の迅速な対抗価格提示は顧客利益を生む可能性もあると評価する	4	対応	U010	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
25	多数の顧客が書面を煩わしく思う事実と、待機による切替えの負担を評価する	4	対応	U009, U010	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
26	取引先（顧客）に関する制限として、価格維持効果が生じるかを、ブランド間競争の状況（既存客の乗換え困難・買換え需要の大きさ）、Ａ社の地位、制限の程度・態様から判断し、他店の顧客獲得・値下げ誘因への影響を論じる	5	対応	U008, U009, U010	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
27	データ移行の担当を新代理店と断定せず、引継ぎの必要性だけから契約前の変更理由開示・確認待ちまで正当化できるかを検討する	3	対応	U011	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
28	サービス改善という目的を認めつつ、顧客奪取防止を求めた経緯と措置の機能を対比する	4	対応	U011	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
29	任意・事後の聴取など、販売前の書面・待機より競争を妨げにくい方法を検討する	3	対応	U011	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。
30	不当性を理由付きで結論付け、対抗値下げを重視する適法説にも応答する	4	対応	U012	公式の行為要件と価格維持効果の分析に対応。

経済法 第２問

完全一致：予想 10/10（100.0%）、答案 10/10（100.0%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

段階別の当事者，共同購入と購入価格カルテル，購入市場と販売市場，Ｄ社の一方的追随を明確に分けており，中心論点と結論の方向は非常によく一致する。

販売市場の結論は公式も両方を許容している。

公式出題趣旨：PDF 32-33頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択科目9-10

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q13-U001	単なる共同購入を超える購入価格合意を２条６項・３条で検討（33頁）	一致	一致	合理化と価格協調を区別。
Q13-U002	⑴⑵⑶の意思連絡・相互拘束を分ける（33頁）	一致	一致	Ａは②だけに参加する点も正確。
Q13-U003	Ｄの購入成功と４社の共通認識を区別（33頁）	一致	一致	担当外従業員からの情報だけでは相互性がない。
Q13-U004	Ｄの一方的追随から４社合意を認定できない（33頁）	一致	一致	３社の違反まで消す処理をしない。
Q13-U005	α購入市場と甲販売市場の双方を画定（33頁）	一致	一致	用途・供給先・輸送制約等から二つの競争を区別。
Q13-U006	⑴２社の地位と目標上限実現の失敗から実質的制限を否定（33頁）	一致	一致	合意不存在と効果不足を混同しない。
Q13-U007	⑵３社の地位・代替販路・上限実現から購入市場の制限を肯定（33頁）	一致	一致	シェアだけでなく取引実態で裏付け。
Q13-U008	共同購入の効率性では価格合意の公共利益違反を正当化できない（33頁）	一致	一致	Ａは業務統合に加わらず価格協調だけに参加する点を評価。
Q13-U009	川下で費用共通化・シェアと独立製造販売を対照（33頁）	一致	一致	α費用８割と製造費用割合から48～56%を計算するのは公式の事情の具体化。
Q13-U010	販売市場の結論を考慮要因と論理で示す（33頁）	一致	一致	答案の実質的制限否定は公式の許容する結論。肯定説を一律に誤りとしない。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	⑴⑵⑶を別の時点・行為・参加者として整理する	3	対応	U002	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
2	主たる検討条文を独禁法２条６項・３条の不当な取引制限とする	4	対応	U001	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
3	「共同して」に意思の連絡が必要で，単なる同調だけでは足りないと示す	4	対応	U002	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
4	αの国内購入市場を検討し，輸送困難・輸出入僅少・他用途への転用困難を評価する	4	対応	U005	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
5	甲の国内向け販売市場を別途検討し，α購入市場と混同しない	4	対応	U005	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
6	甲の販売シェアをαの購入シェアと同一視せず，推認の資料として使う	2	対応	U005	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
7	方針①の購入数量集約，交渉一元化，供給者選定の共同化を特定する	3	対応	U001	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
8	方針②を将来の購入価格交渉に関する共同の上限設定と捉える	4	対応	U001	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
9	Ｂ・Ｃ間の方針①②の明示の合意と相互拘束を認定する	3	対応	U002	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
10	共同購入による調達の効率化可能性と価格競争の制限可能性を両方評価する	4	対応	U001, U008	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
11	⑴のα購入市場で，２社の需要規模（甲の販売シェア合計４０％を目安とする）と，供給者が販売先とし得る他の需要者（Ａ社３０％・Ｄ社１５％等）の存在を評価する	4	対応	U006	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
12	⑴でほとんど上限以下に購入できなかった事実を，合意不存在ではなく競争効果の事情として扱う	4	対応	U006	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
13	⑴の甲販売市場で，共通費用及び方針①によるＣ社の購入数量等の情報の集約と，独立販売の両面を評価する	3	対応	U009	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
14	⑴の適法・違法を市場ごとの実質的制限の理由を付けて結論付ける	4	対応	U006	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
15	Ａは方針②のみ参加し，方針①の参加者に含めない	4	対応	U002	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
16	Ａの同調表明とその後の実施から，Ａ・Ｂ・Ｃ間の意思の連絡を認定する	4	対応	U002	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
17	⑵のα購入市場で，３社の需要規模，供給者の代替販路の乏しさ，残余企業の設備余力不足を評価する	5	対応	U007	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
18	大多数の取引で上限以下の購入が実現したことを，競争の実質的制限を示す事情として評価する	4	対応	U007	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
19	⑵の甲販売市場ではα費用が製品価格の約４８～５６％に相当すると計算する	2	対応	U009	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
20	甲販売価格・数量の合意がなく，各社独立販売である事実と輸入品の増加を評価する	3	対応	U009, U010	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
21	購入側と販売側の実質的制限を別々に結論付ける	4	対応	U007, U009, U010	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
22	調達合理化を抽象的な免罪符とせず，価格上限合意の必要性・効果と区別する	2	対応	U001, U008	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
23	⑶の情報提供者が担当外従業員で，私的な会食で話したことを会社への帰属の事情として評価する	3	対応	U003	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
24	Ｄが参加を求められたり，同調意思を先行３社に伝えたりした事実がないことを示す	4	対応	U003, U004	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
25	Ｄの独自の経済判断・追随と，相互の意思の連絡とを区別する	5	対応	U003, U004	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
26	Ｄの取引成功だけでＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４社合意を推認しない	2	対応	U003, U004	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
27	Ｄの評価が変わっても，先行するＡ・Ｂ・Ｃの合意の評価を維持する	2	対応	U004	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。
28	行為の対象，市場，競争効果，結論を対応させる	2	対応	U010	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
29	Ｂ・Ｃの甲販売シェア合計を４０％と正確に示す	1	対応	U006	公式の主要論点、事実評価又は計算による具体化に対応する。各項目のブログ独自配点が公式に承認されたことを意味しない。

7 知的財産法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
74.1%	74.1%
20 / 27 項目	20 / 27 項目

部分一致を含む割合：予想 88.9% ／ 答案 85.2%。詳細は次の各問で確認。

知的財産法 第１問

完全一致：予想 10/13（76.9%）、答案 10/13（76.9%）。部分一致を含む割合：84.6%／76.9%。

二重譲渡・出願の対抗要件，数値限定の文言侵害，均等及び公報前の過失推定は捕捉。

一方，設問１のＸ２による冒認を理由とする損害賠償，設問２の冒認・実施可能要件違反の抗弁が参考答案では欠ける。

均等の詳論の量に比べ，請求・抗弁の網羅性に穴がある。

公式出題趣旨：PDF 33-34頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択科目11-12

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q14-U001	35条１項の職務発明該当性（34頁）	部分一致	一致	答案は業務範囲・現在職務を明示。予想は承継に直行気味。
Q14-U002	勤務規程による承継と35条２項反対解釈（34頁）	一致	一致	原始帰属と通知時承継を区別。条文の明示は追加できる。
Q14-U003	Ｘ２の74条１項移転請求と123条１項６号冒認（34頁）	一致	一致	請求根拠を特定。
Q14-U004	Ｘ２の冒認を理由とする709条損害賠償（34頁）	未記載	未記載	移転請求と別の請求。公式は検討可能性を明記しているが評価表にもない。
Q14-U005	出願前二重譲渡の34条１項とＸ１の先願対抗（34頁）	一致	一致	譲渡の順序と出願の対抗を区別。
Q14-U006	Ｙの生産・譲渡という業としての実施（34頁）	一致	一致	物の発明の実施として扱う。
Q14-U007	停止100条１項・廃棄２項・709条賠償を区別（34頁）	一致	一致	損害額は論じない。
Q14-U008	まず文言侵害，否定後に均等を検討（34頁）	一致	一致	樹脂の組合せと分子量599を別要件として読む。
Q14-U009	数値限定と均等の各要件を事実に適用（34頁）	一致	一致	公式は均等の結論・令和７年判決の採用を固定していない。否定説を唯一の正解としない。
Q14-U010	公報発行前の103条の適用又は覆滅（34頁）	一致	一致	答案は推定適用・覆滅なしとする。予想は両構成も説明。
Q14-U011	冒認を無効理由とする104条の３の抗弁（34頁）	未記載	未記載	設問１の冒認論とは別に，設問２のＹの反論として示す必要がある。 特許法１０４条の３第３項により，無効審判を請求できない者であることだけでは無効の抗弁の提出を妨げられない。
Q14-U012	実施可能要件36条４項１号違反の無効抗弁（34頁）	一致	未記載	予想はサポート要件と分けるが，答案・評価表には独立した検討がない。
Q14-U013	サポート要件36条６項１号違反の無効抗弁（34頁）	一致	一致	600～655の開示と課題解決可能性を検討。公式は無効の結論まで指定していない。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	二つの設問を独立の法律関係として扱う	2	作法	-	設問独立性、時系列、除外指定。
2	発明、譲渡、通知、二つの出願、登録、実施、公報発行の順序を取り違えない	2	作法	-	設問独立性、時系列、除外指定。
3	設問１の無効審判請求と設問２の損害額を論じない	1	作法	-	設問独立性、時系列、除外指定。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
4	請求の根拠、相手方の反論、再反論、各請求の結論を対応させる	2	作法	-	立場・構成・事実評価・字数配分等についての横断的な答案作成事項。特定の実体論点とは分けて位置付けた。
5	Ｘ１社の業務範囲とＺの現在の職務から職務発明と評価する	3	対応	U001	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
6	発明完成時にＺに特許を受ける権利が生じることを出発点とする	4	対応	U001	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
7	Ｘ１社の法定通常実施権を、権利そのものの帰属と区別する	2	補充	U001	通常実施権、39条との区別、背信的悪意、訂正は補助論点。欠落した請求・抗弁を先に補うべき。
8	35条３項による発生時からの使用者等帰属の要件を示す	4	対応	U002	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
9	本件の「通知した時点で承継」は事後承継であり、発明完成時に遡る原始帰属ではないと論じる	5	対応	U002	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
10	通知前にＺが有した権利のＸ２社への譲渡を有効と評価する	3	対応	U002	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
11	一方的な規程策定・事前関与の欠如と、相当の利益の合理性を、権利帰属と分けて論じる	3	対応	U002	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
12	Ｘ２社への先行譲渡とＸ１社への後行承継を二重譲渡と把握する	4	対応	U005	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
13	出願前の承継は承継人の特許出願がなければ第三者に対抗できないと示す	5	対応	U005	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
14	Ｘ１社の出願が先である事実を対抗関係に当てはめる	3	対応	U005	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
15	後願が拒絶された39条１項の結果を、34条１項の対抗要件と混同しない	2	補充	U005	通常実施権、39条との区別、背信的悪意、訂正は補助論点。欠落した請求・抗弁を先に補うべき。
16	先願者が背信的悪意者なら出願の先後だけで保護されない可能性を検討する	4	補充	-	通常実施権、39条との区別、背信的悪意、訂正は補助論点。欠落した請求・抗弁を先に補うべき。
17	Ｘ１社が先行譲渡を知っていた事実や不当取得の事実がないことを評価する	3	補充	-	通常実施権、39条との区別、背信的悪意、訂正は補助論点。欠落した請求・抗弁を先に補うべき。
18	特許が123条１項６号（特許を受ける権利を有しない者の出願）に該当するときに、特許を受ける権利を有する者がする74条１項の移転登録請求と、登録後の２項の効果を示す	4	対応	U003	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
19	Ｘ２社の請求を否定しつつ、背信性が立証された場合は結論が変わり得ることを示す	3	対応	U003	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
20	設定登録日から特許権が生じ、Ｙ社の製造販売が業としての実施に当たると示す	3	対応	U006	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
21	停止を100条１項、廃棄を同条２項、賠償を民法709条に位置付ける	4	対応	U007	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
22	樹脂Ａ及びＣが「少なくとも１種」を満たすと読む	3	対応	U008	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
23	分子量599は600以上に含まれず、文言侵害を否定する	4	対応	U008	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
24	作用効果の同一性や近接値を理由に、600という下限を丸めたり「程度」と読んだりしない	2	対応	U008	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
25	ボールスプライン事件最判の均等５要件を正確に示す	4	対応	U008, U009	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
26	600の任意性、558の失敗・656の成功、599の同効を第１要件の本質的部分に当てはめる	5	対応	U009	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
27	599への置換後も本件発明と同じ作用効果を生む事実を第２要件に当てはめる	3	対応	U009	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
28	対象製品の製造等の時点において599への置換が容易かを第３要件として検討する	3	対応	U009	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
29	599の構成が出願時の公知技術等に当たるとの事実は示されていないと指摘する	2	対応	U009	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
30	任意に整数の下限600を選んだ外形と、599を含む記載が可能だった点を第５要件に当てはめる	4	部分対応	U009	数値線引きから意識的除外を認める特定の裁判例構成に重点があるが、公式はその結論を要求していない。
31	「思い付いた別構成を単に書かなかった」だけでは除外といえない平成29年最判と本件を区別する	4	部分対応	U009	数値線引きから意識的除外を認める特定の裁判例構成に重点があるが、公式はその結論を要求していない。
32	出願時の明細書と技術常識から請求項の範囲で課題解決を認識できるかを検討する	5	対応	U013	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
33	サポート要件違反の判断を無効審判の結論と混同せず、104条の３第１項の抗弁と結び付ける	4	対応	U013	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
34	下限を599にする訂正は権利範囲拡張、上げればＹ製品を捕捉できないと整理する	2	補充	-	通常実施権、39条との区別、背信的悪意、訂正は補助論点。欠落した請求・抗弁を先に補うべき。
35	登録後・公報発行前の実施に103条の過失推定が及ぶか、公報発行前であることで覆るかを検討する	3	対応	U010	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
36	文言・均等・無効の抗弁を踏まえ、差止め、廃棄、賠償のそれぞれについて結論を示す	3	対応	U007	公式の主要論点又は具体化。無効・均等の結論は理由付けで評価する。
37	設問の指示どおり損害額の算定には進まない	1	作法	-	設問独立性、時系列、除外指定。

知的財産法 第２問

完全一致：予想 10/14（71.4%）、答案 10/14（71.4%）。部分一致を含む割合：92.9%／92.9%。

行為別の支分権，権利制限，28条による原著作者の権利と相手方反論を広く捕捉。

Ｒについては，公式がＱの映像を変形した二次的著作物としてＸの主張を構成するのに対し，答案は独自の四属性だけの描画と読むのが自然として差止めを否定しており，事実評価と論証の出発点に注意が必要。

公式出題趣旨：PDF 34-35頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択科目12-13

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q15-U001	Ｐの著作物性と創作者Ｘの著作権（34頁）	部分一致	部分一致	予想は予防請求の検討へ進み，Ｐの著作物性とＸへの権利帰属の明示が薄い。答案はＰの創作性を説明するが，Ｘが創作者ゆえ17条１項で権利者という帰属を明示するとよい。
Q15-U002	少人数でも登録すれば誰でも参加でき公衆に当たる（34頁）	一致	一致	人数だけで私的利用にしない。
Q15-U003	①翻訳27条，原文上映22条の２，訳文上映28条（34頁）	一致	一致	行為ごとの権利を区別。
Q15-U004	②複製21条・配布の譲渡26条の２と112条予防（34頁）	一致	一致	将来の具体的利用予定を対象とする。
Q15-U005	①38条１項の非営利・無料・無報酬と32条引用（34頁）	一致	一致	会場代の料金性・必要量・主従関係を検討。公式は最終結論を固定していない。
Q15-U006	②35条教育機関・36条試験・47条の７譲渡（35頁）	一致	一致	会場と主催組織の区別等は具体化。少額・非営利だけで適法にしない。
Q15-U007	利用した数行に創作性がないとの反論（35頁）	未記載	部分一致	答案は『数行でも個性があれば』と述べるが，Ｙ１の反論として独立に当てはめる余地。
Q15-U008	ＱはＰの二次的著作物，Ｘに28条上の同種権利（35頁）	一致	一致	Ｂの許諾とＸの許諾を区別。
Q15-U009	③Ｑの一部を印刷・販売しＸの複製権・譲渡権を侵害（35頁）	一致	一致	原作にないラストシーンへの反論も扱う。
Q15-U010	③原作表現を直接感得できないとのＹ２反論を検討（35頁）	一致	一致	答案は新規部分を含む二次的著作物利用として反論を退ける。
Q15-U011	④Ｑ映像を変形したＲもＰに由来する二次的著作物というＸの主張（35頁）	部分一致	部分一致	28条を介する構成は扱うが，公式の出発点を明確に立てた後に反論へ進むべき。
Q15-U012	④オンライン販売に28条を介する23条公衆送信権（35頁）	一致	一致	物の譲渡とダウンロード送信を区別。
Q15-U013	④人物の名称・抽象的外見は表現でないという反論（35頁）	一致	一致	ポパイ・ネクタイ事件の問題意識を捕捉。
Q15-U014	ＲのＱ依拠・変形という与件と抽象属性の反論との関係（35頁）	部分一致	方向相違	答案末尾はＱ独自の顔貌等が示されないため四属性の独自描画と読む。公式はＱ映像の変形を出発点にする。差止否定自体を直ちに誤答とせず，この与件評価と28条の射程の論証を補強する必要がある。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	Ｐを具体的な言語の著作物と捉え、数行・数段落も創作的表現なら保護されると示す	3	部分対応	U001, U007	著作者Ｘの帰属、数行の創作性の具体的反論、ＲのＱ映像との関係に説明を補う。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
2	Ｘの請求を将来行為の停止・予防として１１２条１項へ結ぶ	3	対応	U004	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
3	①の英訳作成を２７条の翻訳、原文・英訳の投影を上映権等として行為別に分ける	4	対応	U003	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
4	登録制・５～１０人でも不特定者が参加でき、公衆への投影になり得ると示す	3	対応	U002	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
5	３５条の「学校その他の教育機関」の該当性を、会場でなく教室の設置・運営主体から判断する	4	対応	U006	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
6	毎週開催、元教師らの複数運営、登録制を３５条該当性に有利な事情として評価する	3	対応	U006	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
7	２００円が部屋代であることを、３５条の非営利性と３８条の料金性とで別々に扱う	4	対応	U005	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
8	３５条１項は複製・公衆送信等を許すもので上映を含まないことを示し、同条が適用される場合も必要な限度と著作権者の利益を不当に害するかを検討する	4	対応	U006	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
9	３５条に基づく利用が認められる場合の翻訳を４７条の６第１項１号に接続する	3	補充	U006	35条による翻訳の47条の６との接続は公式に詳記のない補充説明。
10	原文の投影に対し、３８条１項の非営利・無料金・無報酬の要件を個別に検討する	4	対応	U005	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
11	３８条の「料金」は名目でなく著作物の提示の対価かで判断し、実費徴収だけから断定しない	4	対応	U005	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
12	３８条だけでは英訳作成を正当化できず、４７条の６の列挙にも３８条がないと示す	4	対応	U003, U005	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
13	数行の原文・訳文を文法解説の従たる材料として使う３２条の引用を、区別・必要量・出所明示とともに検討する	5	対応	U005	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
14	引用が成立する場合、英訳とその利用を４７条の６第１項２号・２項により検討する	3	対応	U003, U005	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
15	数段落を問題用紙へ転記・人数分作成する行為を複製権侵害として構成する	4	対応	U004	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
16	複製物の公衆への提供について譲渡権と４７条の７も、主たる複製権とは区別して扱う	2	対応	U004, U006	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
17	「到達度確認テスト」の名だけで３６条１項の試験とせず、秘密保持・事前許諾困難性を検討する	5	対応	U006	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
18	短編Ｐから数段落を抜く量とクイズの性質につき、３６条１項の「目的上必要と認められる限度」を評価する	3	対応	U006	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
19	数段落が文法問題の素材の中心なら３２条の主従関係に疑義があると示す	4	対応	U006	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
20	３５条・３６条・３２条のいずれも成立しない場合、②の予防差止めを認める	3	対応	U006	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
21	ＱをＰの翻案による二次的著作物と捉え、Ｘの２８条上の権利を示す	4	対応	U008	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
22	Ｂ社のドラマ化許諾・Ｙ２社への許諾と、Ｘによる商品化の許諾を区別する	4	対応	U008	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
23	スクリーンショットのＴシャツ印刷をＱの複製、販売を複製物の譲渡と分ける	3	対応	U009	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
24	原作にない女性の大写しはＱの新規表現のみとのＹ２社の反論を正面から扱う	4	対応	U009, U010	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
25	２８条の原著作者の権利と、二次的著作物の著作者が新規創作部分に有する権利の範囲を混同しない	5	対応	U008, U009, U010	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
26	当該画面がＱの一部として利用されたか、Ｐと関係のない独立作品の利用かを示して③を結論づける	4	対応	U009, U010	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
27	「Ａ」という名称、孤独な教師という人物像及び四つの属性そのものを、保護される具体的表現と区別する	4	対応	U013	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
28	問題文の括弧書き（Ｐの記述と同じ四属性）を踏まえ、Ｑに映る俳優の具体的な姿とＲを対比し、依拠性及び表現上の本質的特徴の直接感得を論じる	5	部分対応	U011, U013, U014	著作者Ｘの帰属、数行の創作性の具体的反論、ＲのＱ映像との関係に説明を補う。
29	実写映像からイラストへの変更が複製を否定しても翻案を成立させ得ると示す	3	対応	U011	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
30	Ｒの制作とダウンロード販売を分け、翻案権・複製権・公衆送信権に結びつける	4	対応	U011, U012	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
31	ＸによるＰの直接の権利主張と、２８条を介するＱ利用に対する主張を区別する	4	対応	U011, U012	公式の支分権・制限規定・反論の構造に対応。各制限の成否は公式が特定結論を固定していない。
32	③④の差止めを別々に結論づけ、著作権以外の権利へ論述を広げない	2	部分対応	U014	著作者Ｘの帰属、数行の創作性の具体的反論、ＲのＱ映像との関係に説明を補う。

8 労働法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
74.1%	55.6%
20 / 27 項目	15 / 27 項目

部分一致を含む割合：予想 96.3% ／ 答案 92.6%。詳細は次の各問で確認。

労働法 第１問

完全一致：予想 11/15（73.3%）、答案 9/15（60.0%）。部分一致を含む割合：93.3%／93.3%。

出向命令権と濫用を分け，復帰命令，新たな出向，解雇を順に検討する骨格は一致する。

参考答案では民法625条１項の根拠，労働契約法３条３項・労働施策総合推進法６条１項の考慮，Ｘ１を当初Ａ社へ出向させた会社側の事情が薄い。

Ｘ３の出向有効という結論自体は不一致としない。

公式出題趣旨：PDF 35-38頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択14-15

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q16-U001	在籍出向と命令権の存否・権利濫用の二段階（35頁）	一致	一致	労契法14条から直ちに命令権が発生するとはしていない。
Q16-U002	民法625条１項を出発点とする承諾・包括的同意（35頁）	一致	部分一致	予想PDFは625条を明示するが，答案は就業規則等による包括同意の説明にとどまる。
Q16-U003	就業規則と出向規程の具体性・労働者利益への配慮（35頁）	一致	一致	身分，賃金，期間等を検討する。
Q16-U004	期間中の復帰命令と新たな出向を分ける（36頁）	一致	一致	就業規則13条４項等を踏まえている。
Q16-U005	14条の必要性・人選・不利益・目的・手続の総合評価（36頁）	一致	一致	枠組みは対応する。
Q16-U006	Ｘ３の経験と未出向者27人等の代替人選（36頁）	部分一致	部分一致	ブログは３月時点30人等を論じるが，６月の27人について具体的に選定可能性を検討する密度が不足する。時点の異なる30人を単純な数字誤りとはしない。
Q16-U007	資格取得・職業経験・Ｃ社出向から約２か月後のＡ社再出向という職業上の不利益（36頁）	一致	一致	Ｘ３に有利な事情も検討している。
Q16-U008	労働施策総合推進法６条１項等に照らした意欲・能力への配慮（36頁）	未記載	未記載	公式が留意を促す法的観点を独立には示していない。
Q16-U009	Ｘ３について諸事情を比較した結論（36頁）	一致	一致	有効・無効の結論のみで評価しない。
Q16-U010	Ｘ１の拒否の原因と会社側が当初Ａ社へ出向させた事情（37頁）	部分一致	部分一致	Ｘ１の言動だけでなく，不本意な当初出向に至った会社側の事情まで戻った検討が弱い。
Q16-U011	家庭生活・転居・育児介護休業法26条による配慮（37頁）	一致	一致	金銭手当だけでは育児等の不利益を解消しないとする。
Q16-U012	労契法３条３項・労働施策総合推進法６条１項も含む職業家庭生活への配慮（37頁）	部分一致	部分一致	実質的な生活配慮はあるが，公式が示す法的根拠の全体には対応していない。
Q16-U013	Ｘ１に関する代替人選・２か月・説得期間等（37頁）	一致	部分一致	答案は説得の短さ等に言及するが，人選と手続の具体的検討は圧縮されている。
Q16-U014	就業規則55条６号と労契法16条の客観的合理性（37頁）	一致	一致	出向拒否に正当な理由があるかを検討する。
Q16-U015	命令の効力と別に解雇の社会的相当性を論じる（38頁）	一致	一致	答案は命令が有効でも解雇は相当性を欠くと独立に検討しており，公式の注意点を満たす。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	Ｙ社との契約が続く在籍出向と、契約を失う転籍を区別する	3	対応	U001	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
2	出向命令権の有無と、その行使の権利濫用を二段階で審査する	4	対応	U001	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
3	就業規則１３条の出向条項と付随する出向規程の具体性を示す	4	対応	U002, U003	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
4	就業規則等が周知され労働契約内容となることを、必要なら条件として示す	2	対応	U002, U003	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
5	出向先Ａ社・Ｃ社の了承と、本人の同意の問題を混同しない	2	対応	U002, U003	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
6	途中の復職と出向先の交替について、当初の命令とは別に審査する	4	対応	U004	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
7	労契法１４条の「その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情」に沿って審査する	4	対応	U001, U005	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
8	Ａ社との取引関係維持と交代要請を、出向継続の必要性として評価する	4	対応	U005	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
9	取引先３社との関係強化・技術協力という制度目的を示す	3	対応	U005	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
10	Ｘ３を「現在出向中の者の中で一番経験年数のある」者として選んだ合理性と限界を双方評価する	5	部分対応	U006	代替人選の時点と人数、当初出向の会社側の事情まで明確に補う余地がある。
11	３月には未出向の３０人から選んだことを、６月の人選範囲の狭さと比較する	4	部分対応	U006	代替人選の時点と人数、当初出向の会社側の事情まで明確に補う余地がある。
12	迅速な交代の必要性を認めつつ、他候補の検討が不可能だったとは断定しない	3	部分対応	U005, U006	代替人選の時点と人数、当初出向の会社側の事情まで明確に補う余地がある。
13	Ｃ社の経験は受験資格に算入され、Ａ社の経験は算入されないと正確に捉える	4	対応	U007	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
14	資格取得と管理職への道の遅延を職業上の不利益として評価する	4	対応	U005, U007	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
15	既得の資格、賃金・身分保障、復職後の考課を反対事情として評価する	3	対応	U005	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
16	新命令の期間や管理職登用の確実性が不明である点を留保する	2	対応	U005, U007	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
17	これらを総合して、Ｘ３の服従義務の有無を結論付け、反対結論の根拠も示す	4	対応	U009	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
18	Ａ社からの復職とＣ社への再出向を区別する	4	対応	U004	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
19	Ｘ１自身の反抗・Ａ社の交代要請と、Ｃ社に出向者を補充する必要性を示す	4	部分対応	U010	代替人選の時点と人数、当初出向の会社側の事情まで明確に補う余地がある。
20	Ａ社から交代させる必要性だけで、Ｘ１をＣ社に選ぶ必要性は決まらないと示す	5	対応	U010	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
21	Ｘ１の電子工学専攻とＣ社のシステム開発業務の関係は、適性を示す可能性にとどめる	2	対応	U010	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
22	Ｘ１の拒否の理由を、Ａ社での資格上の不満とＣ社での養育上の負担に分ける	3	対応	U010	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
23	通勤困難・単身赴任・共働き・保育所児２人の事情を具体的に挙げる	4	対応	U011, U012	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
24	配偶者の就労上の負担を、Ｘ１の養育体制への影響として評価する	3	対応	U011, U012	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
25	育児介護休業法２６条の配置変更時の配慮義務を示し、出向禁止規定と誤解しない	4	対応	U011, U012	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
26	二つの手当の金銭的軽減効果と、日々の養育負担を代替しない限界を評価する	4	対応	U011	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
27	選考、赴任時期、養育への影響、復職等の検討状況について、記録上確認できないことを示す	4	対応	U013	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
28	Ｘ１の申入れを本人の主張として扱い、負担の程度を調査すべき理由を述べる	3	対応	U013	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
29	必要性・人選・不利益・配慮を総合し、Ｃ社への命令の効力を結論付ける	5	対応	U013	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
30	設問２の最終対象が出向命令ではなく解雇の効力であると示す	4	対応	U014	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
31	出向命令が無効なら「正当な理由なく業務上の指示・命令に従わなかった」とはいえないと示す	4	対応	U014	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
32	仮に命令が有効でも、拒否理由、説得、より軽い措置の有無から解雇の社会通念上の相当性を独立審査する	5	対応	U015	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
33	Ｘ１の拒否継続・着任後の不出社もＹ社に有利な事情として評価する	3	対応	U013, U015	出向命令権・濫用・復帰と新規出向・家庭生活・解雇を分ける公式の検討構造に対応する。答案の記述の厚みは各公式項目欄で別評価した。
34	３０日分の予告手当と解雇権濫用の成否を分け、無効なら雇用が続くと示す	3	補充	U015	予告手当と解雇の実体的有効性の区別は適切な補充だが、公式が独立に要求する項目ではない。

労働法 第２問

完全一致：予想 9/12（75.0%）、答案 6/12（50.0%）。部分一致を含む割合：100.0%／91.7%。

賞与請求と不当労働行為救済を分け，六つの行為を検討する構成は一致する。

一方，往復文書による労働協約成立の形式論を，会社の署名等がないという未確定の事実に寄せすぎている。

施設利用に関する公式の権利濫用の枠組みと，その判断から後続の掲示板停止等へつなぐ説明も補充を要する。

公式出題趣旨：PDF 38-40頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択15-17

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q17-U001	賞与の個別請求権と労働協約の成立・規範的効力（38頁）	一致	一致	就業規則だけで具体的額は確定しないとの構成は対応する。
Q17-U002	労組法14条の形式要件の趣旨（最終合意の明確化・紛争防止）（38頁）	一致	部分一致	答案は形式を重視するが，趣旨から必要な文書の単位を導く論証が薄い。
Q17-U003	往復文書でも最終合意の存在が形式上明らかなら協約成立を認める見解との対立（38頁）	部分一致	部分一致	一通の文書を要求する立場も許容される。否定結論そのものではなく，複数文書の組合せの評価不足を指摘する。
Q17-U004	会社署名等の事実と文書の形式評価を区別する（38頁）	部分一致	方向相違	予想は署名等が問題文上示されないとする一方，答案は署名等がないと断定する。公式の主眼である往復文書の評価を，未記載事実の不存在認定で置き換えない。
Q17-U005	賞与交渉を労働時間への同意まで拒否する行為と７条２号（39頁）	一致	一致	一括交渉の自由と不合理な条件による団交拒否を分けている。
Q17-U006	抱合せ条件の合理性・説明・組合が拒否した理由の具体的評価（39頁）	一致	部分一致	結論は対応するが，双方の説明と条件の必要性の検討を厚くできる。
Q17-U007	組合員のみ賞与を支給しない不利益取扱い（39頁）	一致	一致	７条１号及び組合への圧力を検討する。
Q17-U008	団交命令・金銭給付・文書交付等の適切な救済（39頁）	一致	一致	仮支給等を裁量的な救済として論じる点も整合する。
Q17-U009	施設利用の当然の権利はなく，拒否が権利濫用となる特段の事情を検討する（40頁）	一致	部分一致	答案は「職場秩序を乱すおそれのない特別の事情」の有無に寄せている。公式が示す施設利用拒否の権利濫用という規範を明示し，組合活動上の必要と会社の施設管理上の事情を対照するとよい。
Q17-U010	全書類ケースからの手紙回収を事情に即して判断（40頁）	一致	一致	従前の運用，昼休み，業務支障，全面回収の必要性を比較する。
Q17-U011	回収の適否と整合する掲示板利用停止・懲戒示唆・貸与取消し示唆の評価（40頁）	部分一致	部分一致	各行為は検討するが，回収が適法となる場合を含む結論の分岐と相互関係を明確にすると公式の狙いにより対応する。
Q17-U012	実施済み行為と将来の示唆を分けた救済内容（40頁）	一致	一致	掲示板停止の撤回等と将来の支配介入禁止等を区別する。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	請求主体をＸら個々の労働者、請求先をＹ社と特定する	2	対応	U001	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
2	就業規則50条１～３項から、支給の原則と額の未確定性を区別する	4	対応	U001	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
3	基本協約30条２項は協議・決定を要求するが、今夏の額自体を定めないとする	4	対応	U001	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
4	毎年の団交・協定書調印という慣例を、今夏の権利確定の要件として評価する	3	対応	U001, U003	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
5	会社回答の3.5か月と計画的残業了承条件を一体・別個の両方向から検討する	4	対応	U003, U006	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
6	組合の所定議決、公印・Ｘの署名、妥結通告の有効性と、その限界を分ける	3	対応	U003	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
7	会社回答と妥結通告の二つの書面及び協定書の未調印から、14条の方式（両当事者の署名又は記名押印）の充足を論じる	5	部分対応	U002, U003, U004	署名の不存在やＸ１の関与など、問題文にない事実を確定せず、文書評価又は条件付きの議論として整理する必要がある。
8	協約の規範的効力（16条）と、方式を欠く事実上の合意とを区別する	4	対応	U001, U002	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
9	組合員のみの不支給が不当労働行為として違法なら、民法709条による賞与相当額の損害賠償の余地を示す	3	補充	-	民法709条による損害賠償は補充的検討であり、公式の中核は労働協約に基づく請求と労働委員会救済である。
10	会社回答や非組合員との個別同意だけでは、組合員の個別契約上の3.5か月請求権が当然には生じないとする	4	対応	U001	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
11	民事上の確定額請求の否定と、労働委員会による差別救済（設問２）とを区別する	4	対応	U005	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
12	賞与額・支給条件と労働時間制度はそれぞれ義務的団交事項とする	3	対応	U005	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
13	事業上の必要性を説明することと、別論点への同意を交渉の前提にすることを区別する	5	対応	U005, U006	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
14	３月19日から６月30日まで賞与交渉を拒み続けた事実を評価する	4	対応	U005, U006	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
15	組合の一部受諾後も、妥結・未妥結の民事判断と団交拒否の違法性を別にする	4	対応	U005, U006	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
16	非組合員には個別同意で支給し、組合員だけ不支給とした比較を重視する	5	対応	U007	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
17	未調印・合意未成立という会社の反論と、会社自ら交渉を拒んだ経緯を較量する	4	対応	U007	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
18	組合員の経済的不利益、組合加入との結び付き、組合への圧力を示す	4	対応	U007	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
19	誠実団交命令、差別是正、文書手交・再発防止を分けて求める	4	対応	U008, U012	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
20	同一基準での支払と妥結までの仮支給を区別し、組合の受諾、非組合員への一律支給及び部分受諾の評価から選ぶ	4	対応	U008	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
21	支払額又は仮支給額を、非組合員への一律の基礎額×3.5か月の支給実績を手掛かりに、50条２項の勤務成績等の扱いも示して定める	3	対応	U008	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
22	会社施設の目的外使用には原則として許諾が要るとする	4	対応	U009	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
23	従前黙認の範囲（組合員への連絡文書の配布など）に全従業員向けの投函が含まれるかを評価する	4	対応	U009, U010	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
24	昼休み・Ａ４一枚・個人別ケース・労働時間に関する内容から、職場秩序を乱すおそれのない特別の事情を評価する	4	対応	U009, U010	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
25	満杯の原因と組合ニュース一枚との関係をケースの深さ等から評価し、許される取出しが満杯のケースに限られるか、就業規則22条２項による全部の撤去に及ぶかを論じる	4	対応	U009, U010	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
26	本社・工場の全ケースの点検・回収の目的、範囲、返還の有無を分けて判断する	5	対応	U009, U010	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
27	回収が常に違法とせず、同種の先例で回収を是認した事情との差を示す	3	対応	U009, U010	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
28	掲示板利用は協約40条１項の独立した便宜供与だとする	4	対応	U011, U012	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
29	ケース内部への投函が「貼紙及び掲示」又は「準ずる行為」か文言・目的から論じる	4	対応	U011	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
30	仮に違反としても、掲示板１か月全面停止と掲示物全部撤去の相当性を吟味する	5	対応	U011, U012	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
31	組合の活動について、関与・懲戒事由・相当性を問わず執行委員長Ｘ個人に懲戒を予告した点を評価する	4	部分対応	U011, U012	署名の不存在やＸ１の関与など、問題文にない事実を確定せず、文書評価又は条件付きの議論として整理する必要がある。
32	実施済みの措置と将来の予告を分け、掲示板回復・威嚇撤回等の救済を具体化する	4	対応	U011, U012	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。
33	救済対象ごとに認容・棄却を示し、会社の管理権と組合活動の自由を較量する	3	対応	U011, U012	請求権の成立と各不当労働行為・救済を個別に検討する項目は公式の対象に対応する。

9 環境法

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
70.4%	81.5%
19 / 27 項目	22 / 27 項目

部分一致を含む割合：予想 100.0% ／ 答案 100.0%。詳細は次の各問で確認。

環境法 第１問

完全一致：予想 10/14（71.4%）、答案 12/14（85.7%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

監督権限，緊急措置と排出事業者の費用負担，区域外委託後の市町村の責任は高い一致を示す。

有料化の経済的誘因も一致するが，公式が中心に据える『汚染者負担原則を家庭系にも適用する』という理論的位置付けは，予想・答案とも実質説明にとどまる。

公式出題趣旨：PDF 40-42頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択18-19

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q18-U001	一般・産業廃棄物及び県・市の権限の区別（41頁）	一致	一致	処理業・施設・処理行為を区別している。
Q18-U002	18条１項の報告徴収・19条１項の立入検査（41頁）	一致	一致	両行政主体の初期対応を具体化している。
Q18-U003	19条の５第１項と19条の４第１項の支障除去命令（41頁）	一致	一致	生活用水・農業用水等の事実を用いる。
Q18-U004	19条の３の改善命令と限界（41頁）	部分一致	部分一致	改善と除去の相違は示すが，大量の廃棄物を他へ移動させる困難という公式の具体的指摘は弱い。
Q18-U005	事業停止・業許可取消しの主体と根拠（41頁）	部分一致	一致	予想はＣ市長とＢ県知事を分け，事業停止を説明するが，業許可取消しの根拠条文まで明示していない。答案は取消しも扱う。
Q18-U006	一般・産業双方の施設の改善・停止・許可取消しはＢ県知事（41頁）	部分一致	一致	予想は一般・産業双方の施設につきＢ県知事の改善・停止権限を説明するが，施設許可取消しまで明示していない。答案は取消しも扱う。
Q18-U007	命令の羅列でなく支障除去の実効性を評価（41頁）	一致	一致	取消しや停止だけでは汚染が除去されないことを説明している。
Q18-U008	命令前の緊急措置は19条の８第１項４号（41頁）	一致	一致	破産と緊急性を別の要件として整理する。
Q18-U009	Ｅ社等への負担は19条の８第４項・19条の６第１項各号（41頁）	一致	一致	Ａ社の資力，半値以下の料金，先行命令が不要な点まで一致する。
Q18-U010	Ｄ市への事務管理に基づく費用償還と明文義務不存在への反論（42頁）	一致	一致	委託元の本来的責任から他人の事務であることを導く。
Q18-U011	事前通知と年１回以上の実地確認という資料の活用（42頁）	一致	一致	政令４条９号イ・ロ及び規則１条の８を具体的に用いる。
Q18-U012	事業系の自己処理責任と家庭系の行政サービスの比較（42頁）	一致	一致	廃掃法３条１項と６条の２等を区別する。
Q18-U013	汚染者負担原則を家庭系ごみに及ぼす理論的説明（42頁）	部分一致	部分一致	費用内部化・排出量に応じた負担は説明するが，公式の理論的キーワードと適用拡張を明示するとより正確になる。
Q18-U014	排出量減少による支出回避という経済的誘因（42頁）	一致	一致	減量・分別等の効果を説明する。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	Ａ社の施設が一般廃棄物・産業廃棄物の双方を扱い、施設・処理業・処理行為の規制を区別する	3	対応	U001	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
2	Ｄ市が委託した物は一般廃棄物だが、Ｅ社等の「事業活動に伴って生じた廃棄物」は種類を確かめるまで産業廃棄物と断定しない	4	補充	-	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。
3	設問２のＡ社への命令、設問３の行政による直接措置と費用負担を、時点と相手方で分ける	4	対応	U001	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
4	河川の環境基準と、廃掃法の施設基準・処理基準を同一視しない	3	補充	-	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。
5	Ｂ県知事とＣ市長の双方について、廃掃法18条１項の報告徴収を挙げる	4	対応	U002	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
6	Ａ社の搬入量・種類・時期・区画・残余容量・浸出水処理、帳簿や契約を照合する目的を示す	3	対応	U002	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
7	Ｅ社等の事業者についても必要な限度で報告徴収の対象となり得ると示す	2	補充	-	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。
8	Ｂ県知事とＣ市長の双方について、19条１項の立入検査を挙げる	4	対応	U002	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
9	事務所・事業場・処分場、帳簿・埋立地・遮水・排水設備の検査と、試験に必要な廃棄物の無償収去を具体化する	3	対応	U002	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
10	権限行使の必要限度、職員の証票携帯・提示、犯罪捜査との区別を示す	2	補充	-	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。
11	人の健康保護に係る環境基準の超過だけで、廃掃法上の特定の違反を直ちに確定しない	3	補充	-	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。
12	浸出水と汚染の因果関係、地下水汚染、生活・農業用水利用から生活環境保全上の支障又はそのおそれを具体的に認定する	4	対応	U003	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
13	一般廃棄物処理施設につき、許可に係る設置・維持管理計画への不適合を９条の２第１項１号に当てはめ、Ｂ県知事の改善・使用停止を検討する。具体的な違反行為が認められる場合は同項３号も検討する	4	対応	U006	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
14	産業廃棄物処理施設につき、許可に係る設置・維持管理計画への不適合を15条の２の７第１号に当てはめ、Ｂ県知事の改善・使用停止を検討する。具体的な違反行為が認められる場合は同条３号も検討する	4	対応	U006	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
15	遮水、浸出水の集排水・処理、埋立て管理を、命令の具体的内容として示す	3	対応	U006	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
16	施設許可取消し（９条の２の２、15条の３）は法定要件の検討を要し、取消しだけで汚染が消えないと示す	2	対応	U006, U007	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
17	処理基準違反が確認できるとき、一般廃棄物についてＣ市長の19条の３第１号、産業廃棄物についてＢ県知事の同条２号を挙げる	4	対応	U001, U004	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
18	19条の３の改善命令と、支障又はそのおそれを要する19条の４・５の措置命令とを区別する	5	対応	U003, U004, U007	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
19	一般廃棄物の不適正処分についてＣ市長の19条の４第１項を検討する	4	対応	U001, U003	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
20	産業廃棄物の不適正処分についてＢ県知事の19条の５第１項を検討する	4	対応	U001, U003	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
21	容量超過のみで処理基準違反と断定せず、浸出水による河川・地下水の汚染を、浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止措置の基準（施行令３条３号ロ、産業廃棄物は６条１項３号ホ）に当てはめる	4	対応	U003	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
22	処分業許可に対するＣ市長の７条の３・７条の４、Ｂ県知事の14条の３・14条の３の２を、要件に応じて検討する	2	対応	U001, U005	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
23	使用停止、改善、支障除去の効果と必要な範囲を区別し、複数の選択肢を組み合わせて結論づける	3	対応	U004, U007	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
24	Ｂ県の直接措置の入口を19条の８第１項４号とし、先行命令を出すいとまのない緊急性を示す	5	対応	U008	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
25	産業廃棄物処理基準違反（設問２で当てはめた施行令６条１項３号ホ）による支障又はそのおそれという19条の５第１項側の前提を確認する	4	対応	U008	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
26	Ｅ社等への費用負担の直接根拠を19条の８第４項とし、19条の６第１項各号の双方を要求する	5	対応	U009	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
27	Ａ社破産は資力不足を強く示すが、財産・保険等も見て、処分者等のみによっては支障の除去等の措置が困難又は不十分かを判断する	3	対応	U009	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
28	Ｅ社等が当該産業廃棄物の「排出事業者等」かを確かめ、事業系一般廃棄物を除く	4	対応	U009	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
29	半値以下の料金を適正な対価の不足の有力な事情としつつ、合理的な低価格の説明や認識可能性を検討する	4	対応	U009	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
30	緊急措置後の19条の８第４項による費用負担に、19条の６の先行措置命令を当然の要件としない	4	対応	U008, U009	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
31	各社の廃棄物の性状・数量・処分方法等から相当な額を定め、全費用の均等割りや単純な「処分料の差額」としない	3	補充	-	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。
32	Ｃ市自身の緊急措置は、一般廃棄物の処理基準（施行令３条３号ロ）違反を前提に、19条の７第１項４号を入口として位置付ける	3	対応	U010	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
33	区域外の処分場で汚染防止措置を講ずる法的義務を具体的に定める規定はないというＤ市の主張を正面から扱い、民法697条１項・702条１項の事務管理に接続する	4	対応	U010	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
34	廃掃法１条、４条１項、６条、６条の２第１・２項から、委託元市町村の一般廃棄物適正処理責任を導く	5	対応	U010	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
35	委託先・処分場が市外でも、その処理責任は消えないと論じる	4	対応	U010	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
36	施行令４条９号イの立地市町村への事前通知、特に所在地・面積・残余埋立容量を使う	3	対応	U011	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
37	同号ロ・施行規則１条の８の１年以上の継続委託に対する年１回以上の実地確認を、数年来の委託に当てはめる	4	対応	U011	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
38	Ｃ市の措置がＣ市自身の事務でも、同時にＤ市の事務管理となり得ることを示す	5	対応	U010	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
39	判決が認めたのは事務管理の成立可能性であり、搬入量比例の請求額全額を確定したわけではないとする	3	補充	-	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。
40	事業系一般廃棄物も一般廃棄物であり、市町村の一般廃棄物処理計画・処理責任との関係を示す	4	対応	U012	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
41	事業者の３条１項の自己責任と、産業廃棄物を対象とする11条１項を取り違えない	4	対応	U012, U013	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
42	家庭系ごみについて市町村が６条の２第１項の処理責任を負い、有料化後もその責任は残るとする	4	対応	U012	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。
43	排出量に応じた負担の公平、処理費用の見える化、減量の経済的誘因を説明する	5	部分対応	U013, U014	公平・誘因は対応するが、汚染者負担原則を家庭系へ適用する理論を明示するとよい。
44	発生抑制・分別・再使用・再資源化、焼却量・最終処分量の削減を期待効果として挙げる	4	対応	U014	行政権限、費用負担、委託元責任、有料化の比較という公式の検討事項に対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
45	指定袋の材料代だけでなく、処理手数料を袋の価格に含める点を「有料化」の核心として区別する	3	補充	U014	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。
46	不法投棄、他自治体への持込み、低所得世帯等の負担を考慮し、料金・減免・分別収集と効果検証に触れる	2	補充	-	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。
47	条例で手数料を設計する法形式と、設問が主として尋ねる政策目的・効果を区別する	1	補充	-	環境基準の性質、権限行使の細部、負担額、判決の射程、制度設計等は補充的な論点であり、公式に独立した要求がないだけで誤りとはしない。

環境法 第２問

完全一致：予想 9/13（69.2%）、答案 10/13（76.9%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

地域制公園，二次的自然，過少利用対策の基本構造は一致する。

損失補償では，公式の『内在的制約が存続するか，焼失で消滅したか』という対立構造を，一般的な特別の犠牲・損失額の議論へ広げすぎている。

公式本文にも特別保護地区・21条と第二種特別地域の記述の不整合があるため，条文の差を直ちにブログの誤りとはしない。

公式出題趣旨：PDF 42-43頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択19-20

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q19-U001	自然公園の地域制と都市公園の営造物性（42頁）	一致	一致	権原取得の要否を明確に区別する。
Q19-U002	私有地を取得せず迅速・広範に保護できる利点（42頁）	一致	一致	取得費を抑え広域保全できると説明する。
Q19-U003	財産権との調整と64条の不許可補償（42頁）	一致	一致	憲法29条と補償を結び付ける。
Q19-U004	雄大な風景として従前から保護される二次的自然（42頁）	一致	一致	放牧・火入れで維持された景観の保護を説明する。
Q19-U005	生物多様性条約と法１条・３条２項による生態系保護（42頁）	一致	一致	法改正の時期も補充している。
Q19-U006	風景の保護が生態系保護にもなる関係（42頁）（任意の言及事項・一致率の分母から除外）【任意・分母除外】	一致	一致	草原景観と生息環境を結び付ける。公式では理解を深める付加的観点である。
Q19-U007	利用調整地区の過剰利用対策と協定の過少利用対策の対比（43頁）	一致	一致	規制と合意に基づく管理を対比する。
Q19-U008	風景地保護協定と公園管理団体の制度（43頁）	一致	一致	Ｅの指定と認可等を区別する。
Q19-U009	高齢化に対応した火入れ・侵入防止作業等を協定内容にする（43頁）	一致	一致	具体的な役割，費用，防火等まで補っている。
Q19-U010	Ｅが草原風景維持回復事業の担い手となることを協定に組み込む（43頁）	部分一致	部分一致	計画の存在と協定管理は述べるが，Ｅを当該事業の実施主体として協定に位置付ける接続が明瞭でない。
Q19-U011	国：山火事は遷移の一部で内在的制約は存続（43頁）	一致	一致	自然回復と従来の薪炭林利用を根拠に補償不要を論じる。
Q19-U012	国：建築する実体的権利がなく不許可による新たな損失もない（43頁）	部分一致	部分一致	社会的制約や損失不立証は述べるが，権利不存在→確認処分→新損失なしという公式の法論理を明確に示していない。
Q19-U013	Ｘ：焼失により内在的制約が消滅したという反論（43頁）	部分一致	部分一致	焼失地であることは使うが，内在的制約消滅という先例に対する反論を正面から定式化していない。
Q19-U014	Ｘ：基準適合なら原則許可，森林再生政策のための拒否は特別の犠牲（43頁）	部分一致	一致	答案は将来再生の公益負担がＸに集中することを説明する。予想は損失額の議論に比重がある。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	自然公園を所有権の移転を要しない地域制公園と捉える	4	対応	U001	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
2	都市公園を設置者が土地の権原を確保する施設型公園と区別する	3	対応	U001	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
3	私有地を含む広い連続生態系を取得費を抑えて保護できる利点を示す	4	対応	U002	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
4	私権との衝突及び積極的管理が所有者の協力に左右される弱点を示す	4	対応	U003	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
5	憲法２９条、法４条、地種区分及び法６４条の調整を示す	4	対応	U003	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
6	「自然の風景地」を原生自然に限定しない	4	対応	U004	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
7	生物多様性条約の保全と持続可能な利用を、平成１４年改正（３条２項）と平成２１年改正（１条の目的、生態系維持回復事業）に、時期と内容を特定して結び付ける	5	対応	U005	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
8	放牧と火入れが数百年にわたり草原景観と生息環境を形成したと評価する	4	対応	U004, U005, U006	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
9	火入れ面積の減少、多年草・低木の侵入、草地縮小という因果を示す	3	対応	U004, U006	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
10	第三種特別地域は、通常の農林漁業活動が原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域であると示し、農林漁業活動との調整を要する第二種と区別する	3	補充	U004	地域区分の細部、許可規定、損失額の学説・訴訟形式は補充事項。公式の設問４冒頭の地区・条文表示には内部不整合がある。
11	法３８条の維持回復事業計画と継続的管理を結ぶ	2	補充	U005, U010	地域区分の細部、許可規定、損失額の学説・訴訟形式は補充事項。公式の設問４冒頭の地区・条文表示には内部不整合がある。
12	利用調整地区の指定・立入り制限・認定を正確に示す	4	対応	U007	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
13	原生林の踏圧という過剰利用を、Ｂの管理不足と対比する	5	対応	U007	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
14	協定を土地所有者等の合意による積極的管理と捉え、協定に従う管理行為は許可・届出を要しないと示す	4	対応	U007, U008	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
15	ＥはＮＰＯ法人であるだけでは締結主体とならず、公園管理団体の指定を要すると示す	4	対応	U008	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
16	所有者Ｃと、存在するなら使用収益権者全員の合意を要すると示す	3	対応	U008	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
17	区域、管理方法、必要施設、期間、違反時措置の５事項を挙げる	3	対応	U008, U010	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
18	火入れ、低木除去、草刈り、放牧、監視、費用、防火を具体化する	4	対応	U009, U010	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
19	Ｃの牧畜を不当に制限せず、所有権移転も要しないと示す	3	対応	U008	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
20	大臣の認可、公告・縦覧、承継人への効力を正確に位置付ける	2	対応	U008	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
21	新築は許可対象であり、法２０条４項は基準不適合時の不許可義務を定めると読む	4	補充	-	地域区分の細部、許可規定、損失額の学説・訴訟形式は補充事項。公式の設問４冒頭の地区・条文表示には内部不整合がある。
22	国側で焼失後の再生可能性とＤの連続景観を論ずる	3	対応	U011	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
23	基準適合は当然の許可を意味しないとの国の主張を示す	4	部分対応	U012	公式の核心である内在的制約の存否と不許可による新損失の有無を明確にする必要がある。
24	既存利用から新規貸別荘への転換、準備費・利益の不確実性を示す	3	部分対応	U011, U012	公式の核心である内在的制約の存否と不許可による新損失の有無を明確にする必要がある。
25	第二種地域、道路沿い、焼失地、８０００平方メートル中５００平方メートル、景観適合をＸに有利に評価する	4	対応	U013, U014	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
26	不許可の違法を争うのでなく、風致の保護の程度、建築による影響、従前又は客観的に予想される用途による利用の困難という判断要素に沿って、特別の犠牲に当たると論ずる	4	部分対応	U013, U014	公式の核心である内在的制約の存否と不許可による新損失の有無を明確にする必要がある。
27	不許可の適法性と、法６４条に基づく補償の有無を区別する	5	対応	U012, U013, U014	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
28	憲法２９条３項の特別の犠牲と受忍限度を両側から論ずる	5	対応	U011, U012, U013, U014	公園制度、管理協定、双方の補償論の事実評価として対応する。
29	旧法下の別荘建築・採石不許可の両裁判例を、地種と事実を区別して使う	2	部分対応	U013	公式の核心である内在的制約の存否と不許可による新損失の有無を明確にする必要がある。
30	通常損失を準備費と逸失利益の単純合計にせず、地価低落を基準とする裁判例と、指定前の用途との連続性や積極的かつ現実的な出費を挙げる裁判例を踏まえ、準備費と逸失利益を区別して論ずる	4	補充	-	地域区分の細部、許可規定、損失額の学説・訴訟形式は補充事項。公式の設問４冒頭の地区・条文表示には内部不整合がある。
31	６５条の増額訴訟は通知から６か月以内、被告は国と示す	2	補充	-	地域区分の細部、許可規定、損失額の学説・訴訟形式は補充事項。公式の設問４冒頭の地区・条文表示には内部不整合がある。

10 国際関係法（公法系）

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
88.2%	88.2%
15 / 17 項目	15 / 17 項目

部分一致を含む割合：予想 100.0% ／ 答案 100.0%。詳細は次の各問で確認。

国際関係法（公法系） 第１問

完全一致：予想 8/9（88.9%）、答案 8/9（88.9%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

外交的保護，引渡条約の有無と政治犯罪例外，外交官の私的収益活動に係る民事裁判権免除の例外という主要論点はよく一致する。

公式より相当に詳しい補充論点を含むが，それだけで誤りとはしない。

国籍継続原則の濫用防止目的を簡潔に明示するとさらに対応がよくなる。

公式出題趣旨：PDF 43-44頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択21-23

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q20-U001	外交的保護の国家間責任追及の構造（43頁）	一致	一致	個人の損害を国籍国が取り上げると説明する。
Q20-U002	被害時から保護行使時までの国籍継続（44頁）	一致	一致	Ａ国籍喪失とＢ国籍取得が没収前である点を正しく用いる。
Q20-U003	国籍継続原則の外交的保護の濫用防止目的（44頁）	部分一致	部分一致	便宜的な国籍変更・濫用には触れるが，原則の目的を正面から説明する密度は低い。
Q20-U004	国内救済完了原則と実効的手段が存在しない例外（44頁）	一致	一致	外国人に全ての手段が閉ざされている点を適切に評価する。
Q20-U005	慣習国際法上，一般的な犯罪人引渡義務はない（44頁）	一致	一致	Ｃ国の刑事管轄とＤ国の引渡義務を区別する。
Q20-U006	引渡条約がある場合には条約上の義務を検討（44頁）	一致	一致	条約文言が不明な範囲を条件付きで扱う。
Q20-U007	政治犯罪例外条項と内乱罪への適用（44頁）	一致	一致	政治犯罪例外があるという条件を置き，内乱の政治的性格を評価する。
Q20-U008	外交関係条約31条の民事裁判権免除と例外（44頁）	一致	一致	私的契約であるだけでは免除を否定しない。
Q20-U009	個人的利得目的と個人口座への報酬振込みを用いた31条１項(c)の適用（44頁）	一致	一致	本件返還請求について免除を否定した裁判所の理由を説明する。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	Ｂ国がＸの損害を国家間請求として取り上げる外交的保護の構造を示す	3	対応	U001	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
2	没収の国際違法性は設問上の前提として受け入れる	1	補充	U001	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。
3	国籍国による保護と、被害時から請求提示時までの国籍継続を示す	4	対応	U002, U003	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
4	Ｂ国籍取得とＡ国籍喪失が没収より前であり、Ｘは被害時にＢ国民だったと示す	3	対応	U002	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
5	請求提示時までＢ国籍が続くことを条件として明示する	4	対応	U002	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
6	Ａ国籍で出生したことやＣ国での財産所有・短期滞在を、Ｂ国の請求資格を否定する事情としない	3	対応	U002	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
7	Ｂ国籍の取得が国際法に反しない方法によることを確かめ、国籍の真正な結合を一般的な追加要件として機械的に課さない	2	補充	U003	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。
8	個人の被害に基づく請求には原則としてＣ国の国内救済完了が必要と示す	4	対応	U004	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
9	外国人は全救済手段を利用できないため、実効的に利用可能な国内救済がないと当てはめる	5	対応	U004	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
10	Ｂ国には行使権があっても、Ｘに対する行使義務まで当然に生じるわけではないと結ぶ	3	補充	-	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。
11	Ｃ国の訴追権とＤ国の引渡義務を分ける	3	対応	U005	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
12	引渡条約がない場合に、一般国際法上の包括的な引渡義務はないと示す	4	対応	U005	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
13	内乱罪について別の特別条約・合意による義務は問題文上与えられていないと示す	2	補充	U005	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。
14	引渡条約がある場合には、その条約の対象犯罪・条件により義務を判定すると示す	4	対応	U006	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
15	双方可罰性や法定刑の閾値等を、実際の条約文言に従って吟味する	3	補充	U006	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
16	「内乱罪」という罪名のみからＤ国法での可罰性を断定しない	2	補充	U006	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。
17	内乱罪の政治秩序に対する性質から政治犯罪例外の適否を論じる	5	対応	U007	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
18	暴力行為や重大な普通犯罪の事実が示されていないことを踏まえ、内乱罪を純粋政治犯罪と評価する	3	対応	U007	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
19	政治犯罪例外がある条約とない条約を分け、例外がない条約で政治犯不引渡しの原則を拒否の根拠にできるか（慣習国際法としての地位）を検討し、義務的・裁量的な拒否事由も一律に扱わない	4	対応	U007	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
20	ＰがＡ国民である以上、「Ｄ国民は引き渡さない」という論点を決定的理由にしない	2	補充	-	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。
21	外交官は在任中、私的契約に関する訴訟でも原則として接受国の民事裁判権から免除されると示す	4	対応	U008	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
22	３１条１項（ｃ）の例外の要件（接受国において、自己の公の任務の範囲外で行う職業活動又は商業活動に関する訴訟であること）を挙げる	4	対応	U008	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
23	講演内容がＣ国情勢でも、それだけでＱの公務と断定しない	3	対応	U009	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
24	Ｑが自ら講演を提案し、有償の役務提供を引き受けた事実を評価する	4	対応	U009	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
25	講演料の事前振込先がＱ個人の口座であることを、個人の収益活動の根拠とする	3	対応	U009	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
26	甲の返金請求は当該講演の取引から直接生じた訴えと示す	3	対応	U009	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
27	有償の私的契約一般をすべて「商業活動」としない	4	補充	-	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。
28	一回限りの講演が「活動」に当たるかにつき、継続性を要求する解釈にも触れる	3	補充	-	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。
29	それでもＱ自身が対価を得る役務の提供者となった点から、裁判所が例外に当てはめた理由を示す	5	対応	U009	公式が挙げる三制度の要件と具体的事実への適用に対応する。
30	４２条の個人利得目的の活動禁止と、３１条１項（ｃ）の免除例外を区別する	4	補充	-	国籍の実効性、保護義務との区別、条約の細部、単発の活動性、42条等は公式の中核を補う説明。必須項目又は公式配点と扱うことはできない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
31	設問１～３をそれぞれ独立に結論まで書く	2	作法	-	設問ごとの結論、事実評価、未記載事実を補わないことに関する答案作成上の評価項目。
32	条文・規範の後に具体的事実を評価し、結論へつなげる	2	作法	-	設問ごとの結論、事実評価、未記載事実を補わないことに関する答案作成上の評価項目。
33	与えられない条約文言・具体的犯罪行為・講演の反復性を補って断定しない	2	作法	-	設問ごとの結論、事実評価、未記載事実を補わないことに関する答案作成上の評価項目。

国際関係法（公法系） 第２問

完全一致：予想 7/8（87.5%）、答案 7/8（87.5%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

難民該当性，武器供与と武力行使，条約と独立した慣習法請求によるＩＣＪ管轄の三本柱は一致する。

難民条約１条Ｃ～Ｆのうち Ｆ に検討が集中し，Ｃ・Ｄ・Ｅの不該当性確認は明瞭でない。

公式出題趣旨：PDF 44-45頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択23-24

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q21-U001	難民条約１条Ａ(2)の要件（45頁）	一致	一致	政治的意見，迫害，十分に理由のある恐怖，国外所在と国の保護不能を事実に即して論じる。
Q21-U002	１条Ｃ～Ｆの適用終了・除外等への不該当（45頁）	部分一致	部分一致	他の党員の武装とＹ個人の行為を分けたＦの検討は充実するが，Ｃ・Ｄ・Ｅまで含む確認を明示していない。
Q21-U003	時間的・地理的制約は検討不要（45頁）	一致	一致	答案は議定書に一文触れるにとどまり，大きな逸脱はない。
Q21-U004	国連憲章２条４項の武力行使禁止（45頁）	一致	一致	Ｂ自身による武器供与を評価している。
Q21-U005	機雷敷設等の重大な武力攻撃・武器供与等・資金供与の区別（45頁）	一致	一致	具体的な機雷の列挙はないが，武力攻撃の重大性と武器・資金の区別という核心を満たす。
Q21-U006	ニカラグア判決の慣習法上の判断を憲章上の原則にも用いる（45頁）	一致	一致	法源を混同せず共通内容を示す。
Q21-U007	選択条項受諾宣言と多数国間条約留保（45頁）	一致	一致	国家の同意と宣言が重なる範囲を説明する。
Q21-U008	憲章請求は留保の対象だが独立した慣習法請求は射程外（45頁）	一致	一致	1984年及び1986年ニカラグア判決を用い，留保の文言に即して管轄を根拠付ける。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	難民条約１条Ａ(2)の国籍国の外にいること，迫害を受ける十分に理由のある恐怖，条約上の理由，国籍国の保護を受けられない又は望まないことを示す	4	対応	U001	公式の主要論点と当てはめに対応する。
2	β党員としての政治的意見又は当局がＹに帰属させた意見を迫害理由として特定する	4	対応	U001	公式の主要論点と当てはめに対応する。
3	意識を失うほどの暴行の反復が単なる不利益を超える迫害であると評価する	4	対応	U001	公式の主要論点と当てはめに対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
4	転向の拒絶と暴行の時間的・内容的なつながりから政治的意見と迫害の因果関係を示す	5	対応	U001	公式の主要論点と当てはめに対応する。
5	過去の被害と全国的弾圧を用い，将来の迫害への恐怖に客観的根拠があると示す	4	対応	U001	公式の主要論点と当てはめに対応する。
6	加害者が官憲自身であるため，Ａ国の保護を期待できないと論じる	4	対応	U001	公式の主要論点と当てはめに対応する。
7	Ａ国内の別地域への移動では危険を避けにくいと評価する	3	対応	U001	公式の主要論点と当てはめに対応する。
8	β党員の一部による武装闘争をＹ自身の行為と混同せず，条約１条Ｆの除外を党籍だけから推認しない	3	部分対応	U002	１条Ｆには対応するが、公式が併せて挙げるＣ・Ｄ・Ｅの確認は項目化されていない。
9	時間的・地理的制約の検討を広げない	1	対応	U003	公式の主要論点と当てはめに対応する。
10	Ａ国・Ｂ国が国連加盟国であり，国連憲章２条４項が適用されると示す	2	対応	U004	公式の主要論点と当てはめに対応する。
11	２条４項の武力による威嚇・武力行使の禁止を示し，直接の軍事行動に限定しない	4	対応	U004	公式の主要論点と当てはめに対応する。
12	ニカラグア事件の１９８６年本案判決（２２８項・１９５項）を用い，反政府勢力への武装や武器の提供による援助が武力の威嚇又は行使に当たり得ると示す	5	対応	U004, U005, U006	公式の主要論点と当てはめに対応する。
13	単なる資金援助と武器供与を区別し，本問の供与の軍事的性質を評価する	4	対応	U005, U006	公式の主要論点と当てはめに対応する。
14	政府打倒の目的とＡ国内での武装闘争を，Ａ国の政治的独立に対する行為として評価する	4	対応	U004	公式の主要論点と当てはめに対応する。
15	武力行使と，自衛権の発動要件となる「武力攻撃」の重大性を区別する	3	対応	U005, U006	公式の主要論点と当てはめに対応する。
16	同戦線の個別の戦闘行為をＢ国に帰属させることを，Ｂ国自身の武器供与の評価の前提にしない	3	補充	-	行為帰属との区別及び裁判所自身による管轄判断は有益な補充。
17	Ｂ国の供与が２条４項に違反すると結論付ける	3	対応	U004	公式の主要論点と当てはめに対応する。
18	違法性阻却事由を論じない	1	作法	-	設問の除外事項、主語の区別、規範から結論への接続に関する項目。
19	裁判権には国家の同意を要し，双方の選択条項受諾宣言が重なる範囲で管轄権が生じると示す	4	対応	U007	公式の主要論点と当てはめに対応する。
20	Ｂ国の留保はＩＣＪへの付託範囲を限る宣言上の留保であると正確に位置付ける	4	対応	U007	公式の主要論点と当てはめに対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
21	国連憲章だけを根拠とする請求には「多数国間条約の下で生ずる紛争」の留保が及び得ると認める	4	対応	U007	公式の主要論点と当てはめに対応する。
22	武力不行使義務が憲章と独立に慣習国際法上も存在すると示す	5	対応	U008	公式の主要論点と当てはめに対応する。
23	同事件の１９８４年管轄権判決７３項又は１９８６年本案判決１７５項・１８２項を用い，多数国間条約留保だけでは独立の慣習法請求を排除できないと示す	4	対応	U008	公式の主要論点と当てはめに対応する。
24	同じ事実・近い内容であっても，憲章上の義務と慣習法上の義務の法源を区別する	4	対応	U008	公式の主要論点と当てはめに対応する。
25	Ａ国の請求を慣習法上の武力不行使義務違反として独立に構成する	5	対応	U008	公式の主要論点と当てはめに対応する。
26	紛争の事実的一体性を根拠とするＢ国の反論を示し，留保の「条約の下で生ずる」は請求の法的根拠を問題にすると再反論する	4	対応	U008	公式の主要論点と当てはめに対応する。
27	ニカラグア事件の留保は本問の留保と同一文言ではないことを認め，法源独立の命題を本問へ適用する	3	対応	U008	公式の主要論点と当てはめに対応する。
28	慣習法上の請求について管轄権があり得るという結論に止め，本案の勝訴と区別する	3	対応	U008	公式の主要論点と当てはめに対応する。
29	管轄権の存否に争いがあれば裁判所自身が判断することを補足する	2	補充	-	行為帰属との区別及び裁判所自身による管轄判断は有益な補充。
30	Ｙ個人・β党・β自由戦線・Ｂ国の各行為を区別し，３設問の主語と法的効果を取り違えない	3	作法	-	設問の除外事項、主語の区別、規範から結論への接続に関する項目。
31	根拠規定・判決命題から具体的事実を評価して各設問の結論へつなぐ	2	作法	-	設問の除外事項、主語の区別、規範から結論への接続に関する項目。

11 国際関係法（私法系）

予想PDF・完全一致	参考答案・完全一致
88.0%	88.0%
22 / 25 項目	22 / 25 項目

部分一致を含む割合：予想 100.0% ／ 答案 100.0%。詳細は次の各問で確認。

国際関係法（私法系） 第１問

完全一致：予想 9/11（81.8%）、答案 9/11（81.8%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

船舶衝突の管轄，公海上の不法行為準拠法，保険者への直接請求，外国判決の手続的公序は概ね一致する。

非対称な管轄合意では，公式が主題とする当事者の公平より，専属・付加的合意の解釈や選択時期を中心に据えた点に比重のずれがある。

公式出題趣旨：PDF 45-46頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択25-26

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q22-U001	損害を受けた船舶の最初の到達地による３条の３第９号管轄（45頁）	一致	一致	日本への到達を正しく用いる。
Q22-U002	３条の９の特別の事情とＢの予測可能性・日本の証拠（45頁）	部分一致	部分一致	応訴負担と証拠の所在は詳しいが，日本で訴えられる予測可能性の独立評価は薄い。管轄肯定の結論自体は許容範囲。
Q22-U003	不法行為の法性決定と公海には17条の結果発生地法がない問題（45頁）	一致	一致	派生損害との区別も示す。
Q22-U004	複数説のうち理由を示して準拠法を選ぶ（45頁）	一致	一致	両旗国法の累積適用を予測可能性と公平から根拠付ける。他説を全て答案に書くことまでは公式は要求しない。
Q22-U005	直接請求を保険契約の対外効とするＡ説（46頁）	一致	一致	丁国法への連結を説明する。
Q22-U006	被害者救済・不法行為債権の効力とするＣ説（46頁）	一致	一致	被害者が契約選択に関与しないこと等から不法行為説を採る。
Q22-U007	直接請求の準拠法について理由付きの私見と結論（46頁）	一致	一致	法性決定と請求の帰結を接続する。
Q22-U008	３条の７及び著しく不合理で公序に反する管轄合意の無効（46頁）	一致	一致	昭和50年最高裁判決を用いる。
Q22-U009	運送人だけが選択できる非対称性と当事者の公平（46頁）	部分一致	部分一致	候補国の関連性等は論じるが，予想は専属・付加的解釈を『中心』とし，答案も選択時期に比重を置く。非対称性自体の合理性をより正面から検討すべきである。
Q22-U010	118条３号の手続的公序と不服申立て機会保障（46頁）	一致	一致	判決書の不達だけで直ちに公序違反としない。
Q22-U011	現実の了知と実質的了知機会を分けた具体的評価（46頁）	一致	一致	開始書類，欠席，ウェブ閲覧，控訴期間を比較して結論を示す。承認肯定自体を不一致としない。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	Ｂの日本の営業所・財産がないことを踏まえ、一般管轄や財産所在地管轄だけで処理しない	2	補充	-	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
2	船舶衝突に基づく損害賠償として民訴法３条の３第９号を特定する	4	対応	U001	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
3	同号の対象を「損害を受けた船舶」αとし、その事故後の最初の到達地が日本と認定する	5	対応	U001	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
4	βの寄港・再出航をαの最初の到達地と混同しない	2	対応	U001	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
5	公海での直接損害と、日本での修理費という派生損害を分け、同条８号だけで管轄を説明しない	3	補充	-	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
6	民訴法３条の９の特別の事情を独立に検討する	4	対応	U002	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
7	当事者の衡平・Ｂの応訴負担・適正迅速な審理を具体的事情に当てはめ、管轄の結論を示す	4	対応	U002	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
8	ＡＢ間の損害賠償請求を不法行為と性質決定し、通則法17条を出発点にする	4	対応	U003	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
9	直接の船体破損は公海で生じ、日本近郊であっても公海を日本領域とみなせないと述べる	4	対応	U003	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
10	日本で支出した修理費を17条の直接の結果発生地としない	3	対応	U003	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
11	結果発生地に属する国の法を指定できないことを説明し、条理による連結を検討する	5	対応	U003	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
12	異なる旗国を有する両船の旗国法を累積する理由を示し、甲国法・丙国法を挙げる（法廷地法等の別の連結を採る場合はその理由を示す）	4	対応	U004	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
13	東京高裁決定は保険先取特権事件における前提判断であり、直接請求事件の先例だと取り違えない	2	補充	-	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
14	事故後の日本寄港をもって通則法20条の「明らかにより密接」と直ちにしない	3	補充	U004	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
15	事後の準拠法選択がないこと、外国法による不法行為請求には同法22条の制限が及ぶことを整理する	2	補充	-	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
16	「保険金を直接支払え」というＡの請求を、Ｂの保険金請求やＣによる保険代位と区別する	4	対応	U005	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
17	Ａ説の根拠として、保険者の引受範囲・契約の予測可能性と、ＢＣ間の丁国法選択を示す	4	対応	U005	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
18	Ｃ説の根拠として、被害者の法定の権利であること、ＡがＢＣ契約の当事者でないことを示す	4	対応	U006	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
19	直接請求権の存否を不法行為準拠法に結び付ける主案、又は保険契約準拠法に結び付ける別解を、理由とともに選ぶ	5	対応	U005, U006, U007	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
20	主案なら甲国法・丙国法はいずれも直接請求を認めないという帰結を示す	3	対応	U006, U007	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
21	直接請求権の発生と、契約の補償範囲・限度を区別し、保険の担保危険を推測で確定しない	3	補充	U007	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
22	丁国法説を採る場合は、約款に直接請求条項がなくても丁国の法定の請求権が及ぶ理由を述べる	3	対応	U005	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
23	Ｅの契約上の請求について日本の引渡地という管轄原因と、管轄合意による排除を分ける	3	補充	-	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
24	民訴法３条の７第１・２項の一定の法律関係・書面という要件を示す	4	対応	U008	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
25	条項が船荷証券下の請求を対象とし、候補国を甲国・乙国・日本と客観的に特定できると述べる	4	対応	U008	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
26	ＡＤ間の合意の効力がＥに及ぶとの設問の前提を守る	1	作法	-	設問の前提維持と他設問の事実を混入しないための項目。
27	「運送人の選択に従い」「裁判所によって判断される」を読み、選択後の専属管轄か付加的管轄かを論じる	5	補充	U009	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
28	Ａの甲国選択が第１回口頭弁論時である点を、管轄の標準時（民訴法３条の12）、選択期限・信義則・手続保障から評価する	5	補充	U009	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
29	外国裁判所が裁判権を行使できないときは合意を援用できないことを示す	3	補充	U008	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。
30	甲国と運送人の関連、日本の引渡地・Ｅの所在地を比較し、合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するかを検討する	3	対応	U008, U009	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
31	日本で提訴済みという一事と、外国で再提訴できない等の具体的不利益を区別して結論を出す	4	対応	U009	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
32	執行判決における外国判決の承認要件を民訴法118条で捉え、２号と３号を分ける	4	対応	U010	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
33	訴状の領事送達は適式であり、２号の開始送達に問題がないと述べる	2	補充	-	他の管轄原因の排除、判例の射程、重畳適用、合意の解釈・時期、開始送達等は補充的な論点。公式の中心論点をこれらで置き換えない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
34	判決書が届かなかっただけでは直ちに３号違反とならないという最高裁平成３１年１月１８日判決の命題を示す	4	対応	U010	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
35	判決内容を知り又は知る実質的機会と、不服申立ての機会の有無を基準にする	4	対応	U010	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
36	欠席被告への送達不要、呼出状の警告、Aの欠席、郵便の不達、ウェブ上の閲覧可能性をそれぞれ評価する	5	対応	U011	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
37	ウェブ掲載だけで当然に足りるとはせず、控訴期間中の閲覧可能性等が欠ける場合の別論を示す	4	対応	U011	公式が求める管轄、法性決定、準拠法選択、非対称合意の公平及び手続的公序に対応する。
38	ＡＢ間の日本の訴訟を設問３の判断に持ち込まない	1	作法	-	設問の前提維持と他設問の事実を混入しないための項目。

国際関係法（私法系） 第２問

完全一致：予想 13/14（92.9%）、答案 13/14（92.9%）。部分一致を含む割合：100.0%／100.0%。

離婚の実質と方式，重国籍，嫡出推定と否認の累積適用，公序，扶養の補正的連結という論点はよく一致する。

扶養における未成年性をどの法で判断するかは二説を示しているが，主案を選ぶ理由の説明をさらに厚くできる。

公式出題趣旨：PDF 46-47頁 ／ 参考答案の公開記事

予想PDFの対応頁：選択26-28

第１表 公式趣旨の全項目との比較

ID	公式趣旨の検討事項（公式PDF頁）	予想PDF	参考答案	一致点・補充点
Q23-U001	離婚の実質的成立・方法と方式を区別（46頁）	一致	一致	協議離婚の許容性と届出官署を別に扱う。
Q23-U002	27条・25条とＢの38条１項ただし書による重国籍処理（46頁）	一致	一致	日本国籍と日本常居所を混同せず甲国法を指定する。
Q23-U003	34条による行為地日本の届出方式（46頁）	一致	一致	実質的要件を甲国法で確認してから日本方式を認める。
Q23-U004	離婚後出生でも嫡出親子関係として28条１項を適用（46頁）	一致	一致	甲国法と日本法の選択的連結を用いる。
Q23-U005	Ｂの重国籍と出生時の本国法の特定（46頁）	一致	一致	日本法をＢの本国法とする。
Q23-U006	双方の法による嫡出推定と血縁・外観との区別（47頁）	一致	一致	予想は日本法で推定が及ばない場合も論じるが，主筋は両法の推定を前提とし，答案は両法の成立を明示する。
Q23-U007	嫡出否認も成立の問題として28条を適用（47頁）	一致	一致	否認権者・期間も同じ準拠法に委ねる。
Q23-U008	両法で成立した関係の否認には両法の要件を要求（47頁）	一致	一致	通説の累積適用を採り，日本法の３年と甲国法90日を比較する。選択適用説を必ず併記する必要はない。
Q23-U009	甲国法による否認不能と42条公序（47頁）	一致	一致	内国関連性と結果の不当性を検討して不適法と結論付ける。公序否定の結論自体は公式と矛盾しない。
Q23-U010	通則法43条１項と扶養義務準拠法法の特則（47頁）	一致	一致	親子一般の32条で処理しない。
Q23-U011	権利者常居所地法→共通本国法→日本法の補正的連結（47頁）	一致	一致	扶養を受けられない場合に順次次の法へ進む。
Q23-U012	未成年性を行為能力として独立連結する説と扶養準拠法で判断する説（47頁）	一致	一致	両説の準拠法と帰結を分けている。
Q23-U013	扶養準拠法で成年性を判断する立場の丁寧な理由付け（47頁）	部分一致	部分一致	Ｔ・Ｕ条を一体に読むという説明はあるが，扶養の人的範囲の問題として扱う実質的理由を明示できる。
Q23-U014	独立連結説でのＥの重国籍処理と，いずれの説でも補正的連結を維持（47頁）	一致	一致	通則法38条の場面と扶養法の共通国籍の場面を区別する。

第２表 予想評価項目を一つずつ照合

「対応ID」は第１表のU番号。重みは元記事の独自評価であり、公式配点ではない。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
1	離婚の実質的成立要件と届出方式を区別する	4	対応	U001	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
2	通則法27条本文が25条を準用する順序を示す	4	対応	U002	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
3	Ｂの重国籍について通則法38条１項ただし書を適用し、日本法をＢの本国法とする	4	対応	U002, U005	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
4	ＡとＢに同一本国法はないと判定する	3	対応	U002	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
5	日本への転居予定と数日間の住居探しから、日本への常居所移転を認めない	5	対応	U002	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
6	日本の常居所を欠くため27条ただし書を適用しない	4	対応	U002	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
7	夫婦の同一常居所地法として甲国法を選ぶ	4	対応	U002	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
8	Ｐ条１項の事実上の別居２年とＰ条２項の合意別居判決を区別する	4	対応	U001	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
9	確定後８か月と双方の離婚合意からＱ条２項の実質要件を満たす	3	対応	U001	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
10	身分登録役場への届出を方式と性質決定し、その理由を示す	5	対応	U001, U003	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
11	通則法34条２項の行為地法による方式を日本の協議離婚届に当てはめる	4	対応	U003	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
12	日本法の方式（双方と成年の証人２人以上の署名、届出人の所在地での届出）を確認し、問題文にない署名欠缺を仮定せず、受理の結論を示す	2	対応	U003	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
13	通則法28条１項の夫婦一方の出生時本国法による選択的成立を示す	4	対応	U004	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
14	Ａの甲国法と、Ｂの日本法を出生時の候補法として特定する	3	対応	U004, U005	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
15	甲国Ｒ条の婚姻解消後300日以内を150日に適用する	3	対応	U004, U006	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
16	日本民法772条１・２項の推定も示す	3	対応	U004, U006	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
17	Ｃとの血縁認識だけでＡの嫡出推定が消えないことを説明する	4	対応	U006	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
18	推定の及ばない子に当たる客観的な性交渉不能事情が示されないと検討する	3	対応	U006	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
19	嫡出否認を推定と表裏の問題として28条の適用範囲に置く	4	対応	U007	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
20	両法で成立する嫡出関係を覆すには両法の否認要件を満たすと論じる	5	対応	U008	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
21	日本法上の母の否認権、相手方、３年の期間を確認する	3	対応	U008	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
22	甲国Ｓ条の90日を出生翌日から起算し、６か月後の申立てより前に満了したと示す	4	対応	U008	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
23	通則法42条の公序（適用結果の不当性・内国関連性）を検討し、調停不成立やＡの放置を踏まえて訴えの適否を結論付ける	5	対応	U009	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
24	期間を単なる日本の訴訟手続とせず、否認の可否に係る要件として扱う	2	対応	U007	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
25	Ｅの扶養をＡＢ間の離婚後扶養、親権の準拠法と区別する	4	対応	U010	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
26	扶養法２条の第一順位としてＥの常居所地法たる甲国法を指定する	4	対応	U010, U011	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
27	甲国Ｔ条「未成年」の性質決定とＵ条の16歳を検討する	5	対応	U012, U013	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
28	Ｔ・Ｕ条を一体の甲国実質法とみる構成では第一順位で請求できないと示す	4	対応	U012, U013	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
29	扶養法２条１項ただし書の共通本国法へ順に進む	3	対応	U011	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
30	Ｅの重国籍を扶養法上の共通甲国籍として捉え、通則法38条を機械的に移さない	5	対応	U011, U014	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
31	共通甲国法でも扶養を受けられないため２条２項の日本法へ進む	4	対応	U011, U014	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
32	日本民法４条・877条１項により、16歳のＥへのＢの扶養義務を認める	4	対応	U011, U014	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
33	「未成年」を独立の先決問題とする構成を示し、通則法４・38条から日本法を指定する	4	対応	U012, U013, U014	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
34	その構成では甲国Ｔ条の段階でＢの義務を認め、適用法の違いを明記する	3	対応	U012, U013, U014	公式の離婚・嫡出親子関係・扶養に係る各連結規則と具体的適用に対応する。
35	Ａの監護・失職とＢの負担、Ｅの需要を分け、具体額は未確定とする	3	補充	-	扶養額、行使者の資格、利益相反の検討は公式本文の主たる要求を超える補充。

No.	ブログの予想評価項目	独自重み	公式との関係	対応ID	照合メモ
36	Ａの監護親としての申立てとＥの権利の代理行使を区別し、扶養法６条・利益相反を検討する	3	補充	-	扶養額、行使者の資格、利益相反の検討は公式本文の主たる要求を超える補充。
37	各設問を独立に扱い、反致と国際裁判管轄権を論じない	1	作法	-	設問ごとの独立性と除外事項を守るための項目。

12 資料・確認範囲

公式資料

法務省・令和８年司法試験の出題の趣旨（４７頁）

添付PDFと公開版はSHA-256が一致した。本文の頁表示はこの公式PDFの通し頁である。

予想PDF・参考答案

選択８科目版の出題趣旨予想PDF（令和８年１１月３日作成版）

参考答案は各問に記載した公開記事の令和８年１１月１２日取得版。比較対象の内容を後から修正した版と混同しない。

資料の記載差と分析の限界

倒産法第２問の資本金（問題文５０００万円／公式趣旨５００万円）、環境法第２問の指定地域・条文は、資料間の記載差として区別した。法務省が正式に誤植と認定したとの確認はしていない。

一致率は公式採点への換算値ではない。採点実感との比較、公表前の未参照・未改訂の実証、アクセス解析による効果測定は本書の対象外である。

検証済み本文を用いた分冊

本冊は 208 の公式分析項目と 559 の予想評価項目を収録。もう一方の分冊と合わせて、全１５科目２３問・３５４分析項目・８８９予想評価項目になる。

原稿の判定・補充点は独立レビュー後の最終版を用い、表示用の百分率はその件数から再計算した。四捨五入は小数第１位。科目・設問の集計対象、項目の脱落、目次の遷移及び文字表示を確認した。